

9月5日（火曜日）

第2日目

平成18年9月5日（火曜日）

議事日程第2号

平成18年9月5日（火曜日）

開 議 午前10時

第1 一般質問

質 問

応 答

散 会

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

1. 田 村 儀 光 君

(1) 行政改革について

- いろいろな分野で行革について政策協議が行われているようだが、その成果は

(2) 普通交付税について

- 大幅な増加が見込めるその予算をどのように活用をするつもりなのか

(3) 給食センターの運営について

- 運営方法の一本化の考え方について

(4) 国体開催について

① 受け入れ態勢は万全か

② 高館テニスコートに防風ネット・観客席を設置すべき

(5) 窓口業務について

- 利便性の向上を図るべきだと思うが

(6) 街灯料について

- 早期一本化、実態調査は進んでいるか

(7) 財団法人秋田県市町村振興協会について

- 議会では6月議会で意見書を採択し、それなりに対応している。当局及び市長の対応は

2. 藤 原 美佐保 君

(1) 農業・農村の活性化について

① 中山間地対策について

② 人材育成はその地域、土地の地力、財産となる。マイスター制度の立ち上げを

- (3) 生命産業として位置づけ、活性化対策を
- (2) 福祉政策のバリアフリーは物品・お金の投入ではなく、思いやりと心配りが基本とした地域社会づくりを
- (3) 教育の基本は生きる力をはぐくむことから
 - ・ 現状の大館市の取り組み方と今後の活動について
- (4) 合併に伴う公民館・分館の位置づけについて

3. 浅利二雄君

- (1) 市の財源確保について
 - ・ 新たな自主財源の手立てについて
- (2) 地場産業の再生と活性化について
 - ・ 大館市全体だけでなく、地域的な企業誘致促進協議会なるものを早々に組織し、企業誘致を推進すべき
- (3) 合併後の総合支所のあり方について
 - ・ 官民協働による新しい地域づくり
- (4) 若者が夢・希望の持てる社会の構築について
 - ① 子供を安心して産み育てられる環境の整備について
 - ② 若者の雇用の場の確保について

4. 笹島愛子君

- (1) 最終計画案に対する住民の同意は得られているとお考えか
- (2) 事業に該当する地域住民の「負担」に見合う「受益」が保証されているか
- (3) 住民の中には、「土地や家屋など、市が買収し、すべてに補償してくれるもの」と誤解している人もいる
- (4) 事業での補償はどのようなものがあつて、いつの時点でわかるものなのか
- (5) 完全補償にならないために、移転に応じなければ「強制執行」するのか
- (6) この事業は住民が土地を供出しなければならないことや交換されることなどまだ知らない人が多い。周知徹底する必要がある
- (7) 事業が終了したあと清算金を払わなければならなくなる場合もあることは、住民に説明して納得してもらっているのか
- (8) 借家人や間借人の権利はどうなるのか。どのように主張できるのか。その手立てなど知らせているのか

5. 八木橋雅孝君

- (1) 市長の政治姿勢について
 - ① 公務に名を借りた、市長の選挙運動まがいの行動はいかがなものか
 - ② 懇親会を欠席しながら、会費を支払うのは公費のむだ遣いであり、公職選挙法に

も触れるのではないか

- ③ 助役・収入役を廃止して、副市長制を導入してはどうか
- (2) 上下水道部及び教育委員会の大館事務所はその機能を果たしているか
 - ・ 両事務所は市民をたらい回しにするための部署として設置されたのか
- (3) 市の諮問機関の現状について
 - ・ 市の諮問機関として多くの協議会や懇談会・審議会などがあるが、「市民の声を聞いた」というアリバイづくりや隠れみのに利用しているだけではないのか
- (4) 「個人情報の保護」に対する行政の過剰反応について
 - ・ 「個人情報の保護」ということに対する行政の過剰反応とも言える例が多数見受けられるが、行政運営上、むしろ支障を来しているのではないか
- (5) 市民の声から
 - ① 人事異動に際し、各部署にそれぞれ精通した職員を配置すべき
 - ② 福祉センターで行っている身体障害者のための機能訓練を中止しないでほしい
 - ③ 市民文化会館の大ホールと中ホールのトイレをバリアフリー化して洋式トイレを設置してほしい
 - ④ 市の雪捨て場に監視員を配置して、ごみなどを捨てさせない対応が必要ではないか

出席議員（61名）

1番	小 畑 淳 君	2番	佐 藤 久 勝 君
3番	佐 藤 一 秀 君	4番	仲 沢 誠 也 君
5番	虻 川 久 崇 君	6番	石 田 雅 男 君
7番	藤 原 美 佐 保 君	8番	山 内 俊 和 君
9番	花 岡 有 一 君	10番	伊 藤 毅 君
11番	畠 沢 一 郎 君	12番	中 村 弘 美 君
13番	成 田 武 君	14番	桜 庭 成 久 君
15番	藤 田 勇 悅 君	16番	斎 藤 一 君
17番	武 田 一 俊 君	18番	花 田 タマ子 君
19番	佐 藤 弘 康 君	20番	阿 部 清 悅 君
21番	八 木 橋 雅 孝 君	22番	千 葉 倉 男 君
23番	田 中 耕 太 郎 君	24番	大 坂 谷 征 志 君
25番	吉 原 正 君	26番	明 石 宏 康 君
27番	田 村 秀 雄 君	28番	安 部 貞 榮 君
29番	岸 義 定 君	30番	山 脇 精 悅 君

31番	菅 原 金 雄 君	32番	殿 村 直 也 君
33番	山 口 富 治 君	34番	渡 辺 久 憲 君
35番	武 田 晋 君	36番	畠 山 秀 義 君
37番	藤 原 明 君	39番	佐 藤 健 一 君
40番	浅 利 二 雄 君	41番	田 村 齊 君
42番	小 林 平 満 君	43番	佐 藤 照 雄 君
44番	三 浦 義 昭 君	45番	松 田 精 樹 君
46番	荒 川 邦 隆 君	48番	岩 澤 鉄 美 君
49番	立 石 由 紀 君	50番	笛 島 愛 子 君
51番	松 橋 日 郎 君	52番	岩 谷 政 美 君
53番	武 田 慶 一 君	54番	相 馬 エミ子 君
55番	高 橋 松 治 君	56番	後 藤 武之丞 君
57番	本 間 一二三 君	58番	菊 地 隆二郎 君
59番	武 田 彰 允 君	60番	岩 渕 吉三郎 君
61番	田 村 儀 光 君	62番	佐々木 公 司 君
63番	斉 藤 則 幸 君		

欠席議員（2名）

38番 菅 大 輔 君 47番 羽 澤 一 君

説明のため出席した者

市 助	長	小 畑	元 君
役 佐	役	藤 忠	信 君
収 入	役	岐 利	堅 君
企 画	長	田 中	良 男 君
財 政	部	木 村	勝 広 君
總 務	課	渡 辺	一 男 君
總 務	部	斎 藤	誠 君
總 務	課	長	
務 課	補 佐	小 林	浩 君
市 民	部	本 多	和 幸 君
產 業	部	黒 田	信 行 君
建 設	部	鳴 海	敏 雄 君
比 内	總 合 支 所	仲 谷	正 一 君
田 代	總 合 支 所	五十嵐	強 君

教 育 長	仲 澤 錦 藏 君
教 育 次 長	海 沼 俊 行 君
選挙管理委員会事務局長	渡 部 孝 夫 君
農業委員会事務局長	大 高 健 一 君
監査委員事務局長	岩 沢 慶 治 君
上下水道部長	中 山 吉 行 君
市立総合病院事務局長	芳 賀 利 夫 君
消 防 長	鳴 海 義 衛 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	長谷 部 明 夫 君
次 長	阿 部 徹 君
係 長	小 玉 均 君
主 査	畠 沢 昌 人 君
主 査	小笠 原 紀 仁 君
主 任 主 事	金 一 智 君

午前10時00分 開 議

○議長（伊藤 毅君）出席議員は定足数に達しております。

よって、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、日程第2号をもって進めます。

日程第1 一般質問

○議長（伊藤 毅君）日程第1、一般質問を行います。

一般質問の質問時間は、再質問を入れて、1人30分以内と定めます。

質問通告者は19人であります。

質問の順序は、議長において指名いたします。

○議長（伊藤 毅君）最初に、田村儀光君の一般質問を許します。

〔61番 田村儀光君 登壇〕（拍手）

○61番（田村儀光君）おはようございます。明政会の田村儀光です。きょうはトップバッターということで、田代町議会時代から9年間、毎回やってきましたけれども、多分初めてのトップバッターということで大変に緊張しております。それとまた、今回は特別に今定例会からテレビ放映がされているということで輪をかけて、今緊張で体がやせる思いで、何かやせてきたような気がします。このテレビ放映については本当に市長の御英断によりまして、傍聴者への配慮をいただきまして、実現したことを市長には市民を代表して本当に感謝したいと思います。どうもありがとうございました。今、議場に入る前に支所の方へ電話してみたところ、「今はまだ誰も来てないけど、時間になれば来ると思います」という返事がありました。今ごろは多分満席になっているのではないかというふうに思います。このテレビ放映は欲を言えば、今は比内支所・田代支所だけですけれども、小さいテレビであれなんですけれども、比内は何か大きいテレビでやってるみたいでですけれども、いずれは近い将来、自宅でも市民が傍聴できるようになつたこと信じ、期待しておりますので、その辺の御配慮も市長には今後検討していただきたいと思っております。前置きが大変長くなりましたが、それでは通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

最初に、行政改革についてであります。いろいろな分野で行革について政策協議が行われているようですが、その成果はということありますが、これは8月1日付の新聞報道なんですけれども、「引き続き行財政改革と市長の政策協議を再開」ということで、「本年度は17年6月20日に合併してから、初めて迎える年度で小畠市長は徹底した行財政改革を強調している」と、「こういう観点から4月・5月の政策協議は新第三次行政改革大綱実施計画の達成目標、事務

事業の総点検、財政のスリム化、むだの排除、行財政改革に関する取り組み、各部署の課題などが重点となった」と、それで「7月31日からまた再開されて、現在も行われている」というような内容ですけれども、私も合併して以来、平成18年度の合併後初めての当初予算には非常に興味を持っておりましたが、見たところ本当に財政難から基金を12億円も取り崩しての予算編成という事態を迎えております。そういう中でこの政策協議、この新聞報道だけではどれくらいの協議が行われているのか、ちょっと見てこないので、そういう意味で具体的なその協議の中身、またその成果はいつあらわれるのか、あれから新年度に入ってからもう半年たってますけれども、どういう形であらわれているのか、その辺をお聞かせ願いたい。そういうふうに思います。

それから2番目、普通交付税について質問します。きょう新聞持ってくるのを忘れたんすけれども、「当初見込みより大幅な増加が見込める」というような報道がありました。額にすると6億円かそれくらいの「普通交付税の増加が見られる」という新聞報道がありましたが、いい意味で見込み違いだと思います。その**大幅な増加が見込めるその予算を**、市長は今後の財政運営上どのように活用をするつもりなのかどうか。また確定額がそのいい意味で見込みと違ったわけですけれども、その予算と乖離の理由はどこにあるのか、原因はどこにあるのか。確定額、それからその当初予算との差、その後増加した理由とともにその額もお知らせ願いたい。それから確定額の昨年度の差額はどのくらいなのか、その額もお知らせ願いたいと思います。

それから3番目、給食センターの運営についてであります。給食センターの運営については未実施校解消の件で何度か質問、その都度運営方法についてもたびたび質問して、お答えをいただいているわけですけれども、たまたまこれもまた市長の英断で、6月議会で御礼申し上げましたけれども、未実施校が解消され20年度4月には新しいセンターがオープンする見込みがつきました。大変よかったです。今大館の運営方法は自校方式とかセンター方式、田代方式。自校方式の中にもセンター方式の中にもいろいろ2点、3点方法があります。市長は常日ごろ、将来の大館市を担う子供の健全育成を願って、安全・安心な食物を提供していかなければいけないと、そのためにも地産地消を大いに利用してやっていかなければいけないと、一生懸命そのとおりだと思うようなことはしているわけですけれども、現実のそういう今言ったいろいろな運営方法を見ていると、市長の思いが果たしてそこに実際に届いているかどうか疑問な点があるわけでございます。たまたま私、先月政務調査費を利用して、京都の亀岡市の給食センターへ研修に行ってまいりましたけれども、そこが給食センターの地産地消でも運営でもすぐれているということで見に行ったのですけれども、行ってみてびっくり。亀岡市の18校の小学校全部をその1カ所の給食センターで賄っていると。現在6,400食を対応していると。対応できるのは8,000食だそうですけれども、困ったところへ来たなど、全然規模が大き過ぎて大変だなと思ったのですけれども、逆に今の大館の現状を考えたとき、いろいろな方法で行っている。例えば自校方式でも城南・桂城小の話を聞きますと、「校舎も大分老朽化

しているけれども、給食設備ももう限界に来ている」と、もう修繕しなければどうしようもない状態に來るような話も多く聞きます。そういった意味からいっても今の大館に1つの給食センターというのはちょっと面積的にも今自分が考えても無理かなと思いますけれども、将来的には給食センターを大館に3カ所なり、多くても4カ所ぐらいに地域配分するような考え方を今から検討していく考えはないのかどうか。それで運営委員会も、今の運営委員会だといつぱいあるその自校方式とかに一つ一つ委員会があるわけではなく、その上にまとまった委員会があるそうですけれども、担当者から聞いたところによると、どうもそれが年に1回か2回の会議をしなくてはいけなくてやっているような、真剣な運営審議委員とは思えないような、そういう実情ですのでセンターを3つなり4つなりにして、運営委員会を1つにして……。亀岡市の場合運営委員会はもちろん1つですから、1つ43人の代表がいて、毎月のように4部会に分かれて会議をして子供の健康のためどういう給食がいいか真剣に協議して、もちろんそれぞれ地場産品もいっぱい使っておりましたけれども、そういうふうな意味で将来を考えて給食センターの**運営方法の一本化の考え**、そういう意味での一本化の考えはないのかどうか考えてほしいと思いましたけれども、お答え願いたいと思います。

それから4点目、**国体開催について**。これはもう宿泊も含めた来年度ですけれども**受け入れ態勢は万全かどうか**お聞きしたいと思います。受け入れ態勢は万全かと聞きながら、**高館テニスコート**を6月に初めて見に行ったのですけれども、**防風ネット**がぜひ必要でないか、それから**観客席**も国体のときだけでいいですから、臨時でもいいですから**設置すべき**だと思いますが、その辺の考えはどうか聞きたいと思います。それから防風ネットについては、風があってもお互いさま、同じ条件だからいいじゃないかというような話もあったのですけれども、どうせ同じ条件なら最良の条件で国体を競技、プレーさせたいと思いますので、その辺よろしく答弁をお願いしたいと思います。

それから5番目の**窓口業務について**。**利便性の向上を図るべきだ**と思うが。これは実は私の知人が大館から転居しまして、その転居の際私が窓口に行って代筆して転出届を出したんですけども、それで万事終わっているかと思ったらまたまその人が、それは3月です、転出したのは、後で電話をよこして、「5月分の水道料が未納だから払ってもらえないか」ということでした。「かわりに行ってください」ということで、「5月といったらおまえいないんだから払う必要ないのではないか、おかしい」ということで市役所へ問い合わせたところ、「銀行引き落としてそのままになっていて、7月分までも既に引き落としになっている」と、5月分はともかくとして、4月・6月・7月分は還付手続をして還付するようにしてもらいましたけれども、転出届を出したら、せめて府内のそういう関連するところへは連絡が行くような体制ができるないものかどうか。この間所長とかいろいろなやりとりがありましたけれども、そこまでは言いませんけれども、対応についてはとやかく言いませんけれども、係の人がワンストップサービスとかって言ってましたけれども、そういうことが窓口に転出届を出した時点できな

いかどうか。また、転入届を出した時点でそれが全部の庁内の関係機関に連絡ができるような、黙ってても連絡が入るような方法ができないものか、その辺の検討を願いたい。

それから街灯料についてであります。これはもう何回もやってきてますけれども、どうしてもこれは納得いかない。聞き取りのとき、「**早期一本化、実態調査は進んでいるか**」ということで、「まだ調査中です」という返事でありましたけれども、この件に関しては3月議会、2月に田代の町内会長から請願が出され、議会と市長さんにも請願、紹介議員で私も行きましたけれども、それで3月議会で採択しております。それが今、6ヶ月たった今も当局としてはまだ調査中でという返事だということは議会軽視じゃないかと思うのですけれども、その辺は当局の市長としての考えはどうなのか。これはもう何回も言ってますけれども、「これに関しては、中身については合併協議会でも全然審議をしてない」と。「不公平のまま合併した」と。田代は町内会が電気料負担、比内は、電気料は市が負担、大館市は2通りあります。合併してもほかの市民の負担の件に関しては3年後をめどに、19年度までに一本化するのだと、段階的にするのだと、みんな丁寧に1項目ごとに決めていますけれども、街灯料に関してはそのままと。合併協議会の意見を尊重する意見は新規につけた分だけは市でつけるから町内会で払ってください、それが合併協議会で決めた意見だと。今までのやり方をそのまま継続だということでは何のための合併か。電気料は市民の負担にかかる、ましてや毎月の負担ですよ。私の部落でも年間40何万円払ってますけれども、これがみんな市民の負担になってきてるわけです。これだけは本当に早期に一本化をしてもらいたい。田代に合わせろとか比内に合わせろとかは、私は要望しません。請願書もそうです。とにかくみんなが、市民が同じ条件で暮らしと安全を守る防犯灯・街灯を、この電気料を同じように負担しましょうと言っているだけで、その辺どうして当局が6ヶ月もたってもまだやる気がないのか、真剣に取り組んでいないのか、その辺はっきりした答弁を市長から聞きたいと思います。

それから**財団法人秋田県市町村振興協会**について。これも議会でサマージャンボの宝くじの件なのですけれども、**議会では6月議会で意見書を採択し、それなりに対応しております**。当局も議会に歩調を合わせるという総括での答弁でありますけれども、**当局及び市長の対応はどうなっているのか**。財団法人については調べれば調べるほど本当に憤りを感じる状態で、最近また、意見書にあるとおり12年に総務省から通達が来てますので、その当時の決算書はどうなっているかなということで総務課にお願いして決算書をいただきました。もうその当時で90億円の資産を持っていたわけです。それで総務省からサマージャンボについても、12年といえば、オータムは13年発売ですから、サマージャンボしかないですから、そのサマージャンボについて来年度はオータムジャンボを発売するからその利益は配分してもいいですよと、県の財政の0.3%、財政課長さんから聞いたら約10億円だそうですけれども、それを基金として残したら後は配分してもいいですよと総務省の通達が12年に来ているんです。それを全然無視して今までずるずるずるとためてきた金が52億円。財団法人で現金預金52億円、総資産110億

円、国債20何億円、貸付30何億円。このくらい市町村が、大館市でも10万円でも予算がない、1万円でも予算がないってやれないでいるとき、財団法人が52億円、それも市町村振興のためにという目的1つで宝くじを売って、その利益を有効活用すべき財団法人がどこに有効活用しているのか、ましてこの12年度の決算書を見たら、一般会計で予算を置いて、国連軍縮秋田会議の支援事業に2,000万円も支出してるんですよ。この軍縮会議に2,000万円の予算を置くことが果たして市町村の、秋田の市町村のためになることなのかどうか、誰がこれを決めてやってるのか。これに意見を言えるのは、この役員は市長会・議長会で成り立っていますから、それを選んでいるのは市長さん方ですから市長会あるとき、議長会あるとき意見を申し述べてもうしか一議員としてはないわけです。その意味でどういう対応を行っているのか、12年のときの役員の名簿を見ると石川鍊次郎さんの時代のようで、今は佐竹さんが理事長ですけれども、全然メンバーが違っていますから、ですから首長さん・議長さんがしょっちゅうかわるものですから、この中身について全然精査がなされてないところにこういう財団法人に110億円も資産を残しておくような状態になっているのではないかと。もうちょっと真剣に、この財政難のとき現金預金が52億円あるんですから、それを配分してもらえば。今年から5億円配分するそうですけれども、3億円の金が来ますよ。それをいただくように頑張ってくださいよ。それで大館市民のために有効利用してくださいよ。そのためのサマージャンボですから。その対応をお聞きして、この場での一般質問を終わります。（拍手）（降壇）

〔市長 小畠 元君 登壇〕

○市長（小畠 元君） ただいまの田村議員の御質問にお答えいたします。

1点目、行政改革について。いろいろな分野で行革について政策協議が行われているようだが、その成果はということありますが、市では、合併後の新市として行財政改革に取り組むため、平成18年度から21年度までの4年間を計画年度とする新第3次大館市行財政改革大綱及び実施計画を策定しております。その主な指標として、1. 平成22年度までに、行政職等職員の実数を114人、率にして14%以上削減すること。2. 経常経費について、平成22年度当初までに17年度比で8%以上削減すること。3. 公の施設について、平成22年度までに64施設を指定管理者制度による民間団体の経営にゆだねることを掲げて本年度からスタートしたところであります。そのため、毎年各課と実施しております政策協議について、今年度の主要テーマを行財政改革とし、4月から5月にかけて、平成19年度予算編成を見据えた形で全55課と個別に行い、さらに、重要課題担当18課とは2回目の協議を実施したところであります。今後も必要に応じて協議を重ね、可能なものは年度内からでも実施するとともに予算にも反映させてまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

2点目、普通交付税について。当初見込みより大幅な増加が見込めるようだが、活用の方法はというお尋ねですが、本年度の普通交付税の確定額は99億1,915万8,000円となり、昨年度対比で2,134万2,000円の減、率ではマイナス0.2%となりました。全国平均では、景気拡

大に伴う影響で基準財政収入額の算定対象となる市税等の伸びがあつたことから、マイナス5.9%となっておりますが、県内市町村の平均ではマイナス0.6%となっており、この要因としては、地方と都市部に税の偏在があり、税源が伸びない地域は財源不足分が基準財政需要額でカバーされ、影響が最小限にとどまつたことが挙げられます。次に、当初予算と確定額との差額及び増加の原因についてでありますと、当初予算では、地方財政計画のマイナス5.9%に基づき普通交付税を95億3,600万円と見込み、その額から除雪経費等を留保した92億8,508万1,000円を計上したところであります。その結果、確定額と見込額との差額は3億8,000万円、予算計上額との差額は6億3,407万7,000円となっております。なお、確定額と見込額との差額の内容につきましては、国勢調査に基づく人口減の影響見込みや単位費用の見直し、生活保護費算入分の増、児童手当拡充など約2億4,000万円の増。また臨時財政対策債減額の影響で1億4,000万円の増などとなっております。次に、予算計上額との差額約6億円の活用方法についてでありますと、毎年度3月補正で生活保護費や生活バス路線補助金などの支出が見込まれますことから、これらの財源として活用し、また、本年度の当初予算編成において約12億円の基金を取り崩しておりますことから、来年度予算編成に向け基金への積み立ても考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

3点目、給食センターの運営について。運営方法の一本化の考え方についてでありますと、まず、給食食材の調達につきましては地産地消に配慮しながら進めておりますが、コストの面や食材の品目によっては地元食材によることができない場合もあります。しかしながら、今後はこれまで以上に供給業者との連携を密にし、地元食材の利用拡大を図りたいと考えております。また、議員御指摘の地元による計画的な生産と需給についてでありますと、地場産野菜を使用した学校給食の充実を図るため、平成15年度にフレッシュ野菜供給会を立ち上げており、運営も軌道に乗ってまいりましたので、今後は、計画的需給という点につきましても、関係機関等と情報交換を密にしながら検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。次に、自校方式で行っている桂城小学校と城南小学校についてでありますと、御指摘の2校は比較的学校の規模が大きく、運営効率が劣っているとは考えておりませんが、給食設備の老朽化に伴う更新計画につきましては、児童の減少傾向と他の給食センターの余剰能力を視野に入れながら、自校方式とセンター方式の今後のあり方とあわせて検討してまいりたいと考えております。また、給食センターの一本化と業務拡大につきましては、各給食センターの更新時期が異なっていることなどもあり、1つの施設に一本化することは現状では難しいものと思っておりますが、センターの余剰能力の活用や食材の調達方法の合理化などにより、さらに効率の良い運営管理を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

4点目、国体開催について。①受け入れ体制は万全かについてでありますと、国体開催時の宿泊施設につきましては、本年1月に調査した時点で、協力していただける市内の宿泊施設で

の収容人数が1,763人となっており、さらに、国体開催を視野に入れた、新たなホテルの建設計画が新聞報道されているところであります。本市で行われる競技では、選手・監督・役員・観察員を含め、ソフトテニス競技で1,206人、バレー・ボーラー競技で612人が宿泊する予定となっておりますが、競技日程が重ならないため十分受け入れできるものと考えております。また、応援に来られる方々の宿泊につきましても、事前に状況を把握しながら宿泊施設の確保に万全を期してまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

②高館テニスコートに防風ネット・観客席を設置すべきと思うがということですが、防風ネットにつきましては昨年5月に大館市ソフトテニス協会からも要望があり、検討の結果、高館公園新設事業において、防風効果にすぐれ、落葉によるテニスコートへの影響が少ないニッコウヒバを植栽し、防風対策をしております。また、昨年4月のオープン以来各種大会に利用されてきておりますが、風に関する苦情がほとんどなかったことから植栽の効果があらわれていると考えておりますので、御理解をお願いいたします。また、観客席につきましては、国体開催時に450人が観戦できる仮設スタンドを設置することにしております。今月29日で秋田わか杉国体開催まで残すところ1年となります、その成功に向け準備を進めておりますので、今後とも議員各位の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

5点目、窓口業務について。利便性の向上を図るべきというお尋ねですが、住民異動の際には、転出・転入届のほか水道の開栓・閉栓を含めさまざまな手続が必要となる場合があります。その際に、いわゆるワンストップサービスのようにすべての必要な手続を同一の場所で行えることが望ましいところですが、本市の場合は庁舎スペースの関係などから手続窓口が分散しております。そのため、これまで各種窓口手続の簡素化を図るとともにできるだけ職員が関係課に直接案内したり、電話で確認するなどのフォローに努めているところであります。御質問にありました転出に伴う水道閉栓の手続につきましては、閉栓日の決定や料金精算手続事が伴うため水道窓口で手続をしていただく必要があることから、市民課窓口では転出の際に必要な諸手続について漏れがないよう一覧表をお渡ししながら御説明申し上げております。今後も可能な限り、手続の簡素化等、窓口業務の利便性向上に努めてまいるとともに、水道課におきましても、転出届を提出された方が水道閉栓の手続も行なっていただいたかをチェックし、今回のような事例が発生しないよう努めてまいりますので、よろしく御理解をお願い申し上げます。

6点目、街灯料についてであります。早期一本化をということで実態調査等についてのお尋ねですが、大館・比内・田代各地域の街灯料金の一本化につきましては、さきの6月定期会でもお答えしておりますが、早期に一本化を図るべく、庁内検討会を立ち上げ、具体的な検討に入っております。旧市町間での街灯設置に関する要綱に違いがあり、また、町内会で管理されている街灯に関しては施設台帳等の資料も十分でないことから、街灯の位置、支払いの実績など実態を把握するための調査から始めることとして、現在は各町内会の御協力をいただ

きながら、市が保有している資料に基づき、街灯の設置位置の把握や図面作成などの作業を進めているところであります。引き続き実態把握に努め、本年中に実態調査を終えて、年度末には市と町内会の負担のあり方について方向性を示したいと考えております。いずれにしましても、市内全域で1万カ所を超える街灯があることから時間はかかりますが、地域間における不公平感がなく市民の皆様に納得していただける内容となるよう検討を重ねてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

7点目、財団法人秋田県市町村振興協会についてであります。議会では、6月議会で意見書を採択しそれなりに対応しているが、当局の対応いかんということですが、サマージャンボ宝くじの収益金の取り扱いにつきましては田村議員及び市議会に大変なお骨折りをいただき、改めてお詫び申し上げます。秋田県市町村振興協会では、議会のこうした動きをとらえてか、本年から5年間収益金を助成金として交付するということで同協会事務局長から通知が来ております。市としましては、議会の意見書のとおり、助成金ではなく恒久的に市町村に交付されるべきものと考えており、7月25日に開催されました秋田県市長会の助役会議に担当職員を随行させて県内各市に説明したところであります。会議では満場一致で今月27日に開催されます市長会の会議に議案として提出されることになりました。また、全国市町村振興協会への納付金につきましても改めるように要望しており、財政事情が厳しい中で収益金が有効に市町村に還元されるよう強く要望してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願い申し上げます。

以上であります。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。（降壇）

○61番（田村儀光君） 議長、61番。

○議長（伊藤毅君） 61番。

○61番（田村儀光君） この場から再質問させていただきます。まず、国体の高館テニスコートの防風ネット、植樹しているから大丈夫だと、苦情はないという答弁でありましたけれども、私たちが総務財政常任委員会で見に行ったときはその植樹は風よけになるには何年くらいかかるかなというくらいの丈しかなかったんですけれども、実際に市長さんが現地に行ったかどうかわかりませんけれども、職員の答弁書で答弁じゃなくて現地行って、風がないときもあればあるときもありますので。ただ国体ですから最善の最良の条件でプレーをしてもらうのが主催会場としての心構えだと思いますし、市長がみずから足を運んでこれはネットが必要だと思ったらぜひ国体のときだけでもいいですから何とか対応してもらいたい。いろいろ選手から私のところに苦情が来ています。風が吹くのはお互いさまだからいいだろうというような、悪い条件でお互いさまで納得する、そういう国体の場にしてはいけないと思うのであります、それはぜひとも市長みずから足を運んで現地を把握してもらいたい、そういうふうに思っております。それについての答弁、もしあつたらお願ひします。

それから街灯料について。今、年度末までには結論を出したいということでしたけれども、これは私再三、何回も、これ以上質問したくありません。12月の質問には載せたくないのです、

できたら、これは毎月負担が発生している電気料ですのでうちょっと早く年度末じゃなくて、12月中に何とかしてもらって、年度末ったら私らぎりぎりですから、そのころにはちゃんとした結論が出るようになります。12月ごろには市民と会議が持てるような、そういう体制を持っていってもらいたいんですけども、これは譲れないところでしょうけれども、市長さんのもう一度答弁をお願いします。

財団法人についてはもう中身もめちゃくちゃとは言いませんけれども、市長さんが言ったように全国への20%の手数料多い。もちろんそれもそうです。それから貸付事業の金利も高い。それも下げるべきだが、貸付事業、大体市町村振興のために宝くじを売ってその収益で貸し付けて利息を取るなんて、当初は金をためるためにやったのだろうと思いますけれども、昭和54年に発売してから20何年たつわけです。27年目ですか。その結果このくらいの110億円もの資産を持つようになったわけですから、その辺ももうちょっと今ある52億円の現金をどうするのだと、その辺も市長会で徹底的にもんでもらいたい。貸付金30何億円ある後も貸し付ける際は金利は取らない、そういうような金利の緩和も意見書に上げておりますけれども、もう少し強く言ってもらいたい。ここまで言いたくないんですけども、今までの財団法人の対応を見ていると疑問を感じる点が多くありますので徹底的にこれに突っ込んでもらいたいし、秋田県のことだけじゃなくて全国で抱えている問題ですから。全国の市町村が今本当に苦しんでいるわけです。これ秋田県発、大館発で全国にこれが普及していくような体制に、できればあの、市議会旬報とか回ってますけれども、全国組織のあれですけれどもああいうのにも載せれるよな。市長会にもそういうのがあると思いますけれども、大館発の全国版にしてもらいたい。これ本当に6月総財委で取り扱わなければ私、朝日テレビに書類を全部送って調べてもらう予定の事案がありました。たまたま意見書が出ましたのでここで抑えてますけれども、どうか市長会・議長会等で頑張って有効利用、目的はたった1つですから、何回も言いますけれども。市町村の振興のためにこの宝くじを発売してるんだということで、その振興のための事業内容が全然目的と違ってきてるのでないかなと思われるが、さきほどの、一部国連の軍縮会議の例も出しましたけれども、いろんな変な方向に使われているのが事実ですので、徹底的に市長会で27日頑張ってもらいたいと思いますけれども、その辺の意気込みというのを聞かせてもらいたいなと思います。

○市長（小畠 元君） 議長。

○議長（伊藤 毅君） 市長。

○市長（小畠 元君） 再質問にお答えしたいと思います。まず高館テニスコートからですけれども、通年の風のデータが私どもに届いてまいりました。その結果としてつまり国体開催時にどのくらいの、どの方向の風かということも大体把握できたわけであります。ですから、そういう意味でも私ども現在の体制で防風ネットを特別に、さらに大変なお金がかかるもので、張らなくても大丈夫だらうと、そういう判断が出ましたので今回こういう御答弁をさ

せていただいていることを御理解いただきたいと思います。もちろん現地へは何回も行っておりますけれども、大切なことは通年の風のデータをしっかりと我々がつかんだ上でこれを判断するかということが重要だと思いますので、御理解いただければありがたいと思います。

それから街灯料についてでありますけれども、もちろん1日も早く方向を出すべきだと思いますけれども、何せ各町内にまたがることでありますので、みんなが納得できる案というのをつくるためには相当慎重にやっていかなければいけないと思うんです。例えばお尋ねございましたけれども、早く方向性をやって、1日も早く同じようにということでありますけれども、例えば私ども街灯の切りかえ時に、例えば施設を新しくするとか、そういったときには新方式に逐次切りかえているわけですけれども、ポイントはできるだけその言ってみると、統一を早める、時間を早めることの御提案でありますので、私どもとしてもできる限り早く成案を出し、そしてまた地域とも十分に、どういうふうに負担が変わるかを各町内会に周知して、協議していく必要があるわけでありますので、どうしても時間がかかるることは御理解いただきたいと思うのです。

それから財団法人秋田県市町村振興協会についてでありますけれども、結局2つの大きな問題があると私も理解しております。こういった財団法人市町村振興協会なる窓口が本当に必要なのかというところまで議論がいくわけであります。ですから、それについてはそれなりのまた議論を巻き起こしていく必要があると思うんです。それは全国的な問題でもありますから国全体の制度の問題であります。財団法人を設立するに当たってのさまざまいろいろな規約もあると思いますので、それと一方において今々の問題として、例えばできる限り助成金という形ではなくて本来市町村に渡るべきものとして恒久的に交付される、そういう形に今まずフローの形のものを切りかえていくと。私はこの2つの議論が必要だと思いますので、当然のことながら両方の議論を惹起しながら頑張っていくべきであると思いますし、私もそうしたいと思っております。

○議長（伊藤 毅君） 次に、藤原美佐保君の一般質問を許します。

〔7番 藤原美佐保君 登壇〕（拍手）

○7番（藤原美佐保君） 平成会の藤原美佐保です。通告に従いまして一般質問をしてまいります。旧大館市・比内町・田代町が合併してからはや1年2カ月余り、新大館市としての動きが本格的になりました。合併をすればよくなると夢を抱いただろう市民からは税金が高くなったり、介護保険料が高くなったりという不満の声が乗り合いバスの中とか数人の集まりの中で聞かれる場面に出くわすことがあります。このたびの合併がどのような背景の中で、また合併前の大館・比内・田代がどのようなものであったかという説明がいまだ不足しているのではないかと思うものです。旧大館市に限ってと思えないことは市民の要望の多様化・高度化のもと、過剰なサービス現象を引き起こし、本来市民個々・個人が担ってもよいものまで税金投

入によるサービス現象を来しているのではないかと思うのは私一人ではないと思います。市長はたびたび私たちの質問に対して、「もし合併していなかったら」という言葉を使いながら答弁されますが、合併の前提・目的を市長御自身見失うことなく、市長としての姿勢を強く貫き通していただくことをお願いするものです。一方、地方分権の時代に力強く自立していくためには、限られた財源のもとにありながらも、情熱とアイデアを傾注した活力ある大館市のまちづくりの姿勢もまた強く求められるものです。職員の定数の適正化、いわゆる今日的には削減を断行せざるを得ない中で資質の向上に全庁挙げて取り組むことも大きな課題であります。次期改選に向け活発な活動をなされている小畠市長ですが、未来に向けた市長の大きな夢をいつか市長サイドから御披露くださることをお待ちしたいものです。全国的に進行する高齢化、人口減少と財政の硬直化、私はこうしたことを踏まえ、少額の負担で大きな効果が期待できるだろうということに絞って質問を取り上げたつもりであります。部長・課長のやる気と市長の姿勢次第で大きなうねりとなって動き出すことが可能と私は信じつつ、順次質問に移らせていただきます。

最初に、農業・農村の活性化についてでありますが、1つには中山間地対策、2つには人材育成はその地域、土地の地力、財産となる。マイスター制度の立ち上げをとし、3つには農業を生命産業として位置づけ、活性化対策をという3点の課題についてお尋ねしてまいります。若者が家を離れ高齢者だけが残る。その残った高齢者も体が不自由となり、弱くなることにより施設に入ったりで家を離れ、廃墟となることも珍しくなく、やがてそれが進むとその集落が消えていくという姿が各地に見受けられるようになりました。かつては山に糧を求め、狭いながら田畠に命をいただき、ささやかでも満たされていた。今日言われる中山間地域、残された人たちは若者に立ち去られたさびしさの中で再びふるさとをにぎわそうという意欲を失っている現状を見るたびに、生きがい対策、活性化対策に地域の人たちを巻き込み、行政を司る当局はアイデアと情熱を駆使し対応に当たらなければならないと思うものです。全国各地からの情報には春の若葉、秋のもみじが高級料理に彩りを添えるものとして、また土地の山菜は珍味として根強く消費者から支持されているものです。また消費資材の石油製品化により忘れられてきた藁細工・つる細工、木炭などは今再び自然に優しく環境保全にもつながるということで見直されております。こうした特技を持った人たちの発掘に手をかけ、集めたものやつくったものは大館市の特産品として売ってあげますよというネットワークを立ち上げてはいかがでしょうか。大館市はきりたんぽの本場、比内地鶏しかり、大館市認定のきりたんぽ・焼き鳥は木炭で焼いたものという位置づけをすることにより相乗効果も期待できるはずです。現時点での当市の中山間地に対する取り組みは未熟なもので、国の政策による直接支払いがただ単純に面積割だとか人口が何人だとかで配られており、こんな姿でよしとするなら「ロープでつながれたロバとくいの関係」にしかあらずで、ロープを切り離し、情報を載せ、おいしいものは自分たちで探そうと元気づける努力が備わっているか疑問であります。特産品の開発を進め、一方潜

在する地域の残っている技術を発掘し、いっぱいある資源の活用策を考え、地域力の底上げを図るべきではないでしょうか。大館市の至るところの農村集落は高齢化が進み、労働力不足に陥ったり、活気を失っておることは市長も認識されているはずですが、しかし60代・70代・80代・90代に及ぶまで長年その道で汗を流してこられた一人一人にはこの人ならではのわざ、輝き、すぐれた能力を忘れずに持っているはずです。今時代が求め、忘れかけている技術、特産品に行政が手を差し伸べ、日の当たるところへ導き出せば、必ずや復活への一歩になるに違いありません。ばあちゃんのあんこ餅、お焼き、じいちゃんの炭焼き、藁細工・そば・きりたんぽなどなどたくさんあるはずです。町内会長さん、婦人会の皆さんなどにお願いし、早速人材リストを作成し、その人たちをマイスターとして位置づけ、活動を促し、わざを特産品を広めていくのです。一方民有林、自治会など管理の山々は今荒れていく一方であります。販売しても安くて手入れに余力のない人もおりますが、山・林の手入れの仕方がわからなく、放置されているケースもあると思うものです。私も先日、山館自治会が所有する山の除伐作業に参加しましたが、よくみんなに作業説明をすることもなく、出役者個々めいめいが独自のやり方で作業するあります。私もその一人でしたが、かつて自治会単位でやられるこうした共同作業を通じて若者が少しずつ山の仕事、林の手入れについて学んできたことと思いますが、今それが途切れてしまったように思います。一人一人の財産から集落の財産、そして大館市・秋田県・国の財産とつながる山・林の管理、手入れの仕方を育林という視点からして自治会・町内単位に育林管理士、マイスター養成をするお考えはないかお伺いするものです。農業・農村の建て直しには国を挙げ生命産業としての位置づけを国民に図るべきですが、まずは大館市が、そのお手本となるような産業育成目標を高く掲げ、取り組むべきだと思うものです。働く農業者に自信と誇りを導き、意欲ある産業に育てるにより、地元就労の場の確保策に強く貢献するものと私は信じております。以上、農業・農村の活性化について市長の御所見をお伺いいたします。

次に、**福祉政策のバリアフリーは物品・お金の投入ではなく、思いやりと心配りが基本とした地域社会づくり**をという項目でお伺いしてまいります。ある日のラジオ放送の中で、ドイツ人が乳母車を押して日本を旅して、駅の階段に差しかかり困っていた。そうした場合、ドイツの国内であればすぐに手を貸し、上まで運び上げ、下してくれる人がおるのに日本人たちはなかなか手を貸してくれなく困っていたというお話であります。私たちは善意ということで、アルミ缶・プルタブなどを集め、体の不自由な人たちのためにと車いすを贈ったり、道路・歩道の段差を小さくするよう求め、国・県・市町村の管理者はそれにこたえてくださいました。それはそれとしてよいことですが、道路の段差をなくし障害者が自由に行動できるようになって、日本は、日本人は心がけを、手を差し伸べることをしなくなったのです。困っている人に手を、心を差し伸べるさりげない本来のバリアフリー社会。大館市のバリアフリー社会への思いを市長はどのようにお考えになっておられるのかお伺いいたします。最近、家の中もバリア

フリー、町に出てもバリアフリーで段差を意識しなくなったら緊張感を失い、逆にちょっとしたことで転びやすくなったと訴える人が出てきたということを聞くと、世の中っておもしろいなと感じます。世代間交流の推進、行政の縦割りの改善と交流、市長にやっていただきたいことはたくさんあります。行き着くところは人づくりにあると思うのですが、いかがでしょうか。

次に、**教育の基本は生きる力をはぐくむこと**からについてお尋ねしてまいります。最近は余り聞かれなくなった大学卒が結婚相手の条件。それは大学への進学率が上がり、大学卒が珍しくなくなったことによるかもしれません、背が高く、お給料が高く、大学を卒業していることが結婚相手の条件でありました。また少し前、今もそうかもしれません、お母さんが子供をしかる殺し文句に「太郎君、勉強しなければお父さんのようになるよ」があります。こうしたしきり方、人をはかる言葉が子供の前に並び立てられたら、「何はともあれ大学に行き、お父さんのようになってはいけない」であります。子供にとっての社会への第一歩は家庭、次に学校といった過程をたどり、自由な大人社会へと育っていくわけですが、日本は高度経済社会を現実のものとし、高学歴社会の中で人々の暮らしが営まれているとしても、毎日の事件・ニュースを目にするとき、かえって貧しかったころの、思いやりのある大家族を中心とした地域社会の方が人々の暮らしとしては、人間らしく、生き生きしていたのではなかつたのかと私は思うのです。父・母・祖父母を敬う心、感謝する心を育てる事。生きる、大人になる目標はまず身近なお父さんであり、お母さんであることを基本とした教育活動こそが今日の殺伐とした社会に潤いの一滴となると私は思うものです。また、生きる、生かされていることのもう一方に食、食べ物があります。私たちの血となり肉となりエネルギーを与えてくれています。高度経済社会に突入する前の日本は地域を中心とし、自給自足を主とした食文化を営み、食べる側の人間と食べられる側の米・野菜とともに鶏・豚・ヤギなどが同じ敷地内に住み、向かい合って育っていました。豊かでない地方では食べ物を粗末に捨てるということは決してなかったのです。電化製品はなくとも食べ物の保存の仕方を知恵とし、大事に大事に食べる営みを続けておりました。食べ物を分けてもらう町暮らしの人たちは農家の人たちと深い信頼関係を保ち、これもまた大事に食していたはずです。ところが丸い大きなスイカを見ても、これがいつも食べているスイカだと知らない子供、刺身が魚と聞いて切り身の姿で海を泳いでいるという子供や鶏の足を3本・4本と描く大学生。子供たちに鶏のさばき方を教えるのは残酷だと言いつつ、他人がさばき、肉となったものは平気で食べ、食べ残す高学歴の大人たち、このように食と農の関係が寸断されたのはバブル社会当時の、「私食う人、あなたつくる人」現象の結果の産物であったと今問われております。食べるということはどういうことか。牛にも馬にも鮎にも鯉にも、お米だってキュウリ・トマト・枝豆だって人間と同じ生物として命があるということを知り、食べることは生きているそのものの命をいただくことだという意識を持つつ、感謝の気持ちを添えることこそ生きる力を生み出し、食べ物を、命を大事にし、食べ残しが少なくなるものだと私は信じるものです。食べ物を大事にする心とバランスのとれた食事教育を目指し、

昨年の6月に制定された国の食育基本法の理念を踏まえ、現状の大館市の取り組み方と今後の活動についてお尋ねするものです。

最後の質問に入らせていただきます。合併に伴う公民館・分館の位置づけについてであります
が、このたびは分館についてお尋ねいたします。さきにいただいた公民館・分館ごとの規模・
利用実態などを整理したものを見ましたと、大変小規模な分館が多くなったことに気が
つきました。当局の説明では地域の歴史と文化を尊重しつつ小規模ながら存続させていきたい
との説明でしたが、私も今すぐ切り捨てるなどとは考えておりませんが、人口減の避け
られない現象、高齢化社会の進行で福利厚生部門への負担増を考えたとき、箱物と言われる建
物の整理統合というものを地域住民の理解をいたしました上で進めていかなければならぬと私
は考えるものです。旧大館市において、町内会館などの建設、建てかえに当たっては100万円、
150万円の補助金で対応されてあったはずですが、合併の目的にある整理統合・経費削減とい
う1つの前提を満たしていくとき、小規模分館の今後の運営の仕方、地元住民とのかかわり方
について、どのようにお考えになっておられるかお尋ねするものです。

以上で私の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）（降壇）

〔市長 小畠 元君 登壇〕

○市長（小畠 元君） ただいまの藤原議員の御質問にお答えいたします。

1点目、農業・農村の活性化について。①として大館市の中山間地対策についてであります。
中山間地域では、農業生産条件が不利な状況にあることから、生産性が他の地域に比べて低く、
人口減少・高齢化の進展により担い手の脆弱化が進行しており、また、林業においても木材価
格の長期にわたる低迷により、その経営が厳しさを増しております。国では地域の実情に応じ
た対策が必要であるとしてさまざまな施策を講じてきたところであります。市としても、その
制度を活用し、中山間地域総合整備事業等による生産基盤や生活基盤の整備を進め、産地直売
所の設置や活動団体への助成、中山間地域直接支払制度による耕作放棄地の解消、さらに担い
手確保のための集落営農への誘導等を実施してまいりました。本年度から山瀬地区での中山間
地域総合整備事業に着手しておりますが、合併により本市全域がみなし中山間地
域となったことから、今後も、基幹産業である農林業の振興策として、安全・安心な米づくり、
売れる米づくりと、戦略作物でありますアスパラガス・山の芋・夏秋キュウリなどの複合作
用による個性ある産地づくりの推進や木材乾燥拠点施設の整備を進めてまいりたいと考えてお
ります。また、多様な所得機会の確保策として、特産品の開発を始め、直売活動の支援や地産
地消活動、グリーンツーリズムの推進を図り、さらには、生活環境の整備による定住の促進策
として、農業集落排水事業の実施などを総合的に進め、中山間地域の活性化に努めてまいりた
いと考えておりますので、よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

②人材力はその地域・土地の地力・財産となる。マイスター制度の立ち上げをということで
あります。農林業のさまざまな分野における豊富な経験や卓越した技術能力を持った人材が

地域の貴重な財産であることは議員御指摘のとおりであります。そのため、本市が設立した大館市森林整備公社では、林業に精通した旧営林署退職者を雇用し、私有林の施業等の指導を行っており、また、農業については、重点戦略作目や地域特産作目等でJAあきた北から作物別に選任された10名の農家の方々が技術指導等を行っております。近年、地域特産物に関する貴重な技術を維持・伝承しその産地を存続させるとともに、新しい技術を開発して新たな産地を育成する必要が高まってきておりましたことから、議員御提案のマイスター制度の立ち上げを含め、すぐれた人材を活用し、地域特産物やその産地の育成を図り、農村を活性化させる方法を検討してまいりたいと考えております。特に、長年培われた技術を次世代に継承し、地域の活性化に結びつけていくことについては意を配してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

③生命産業として位置づけ、活性化策をということではありますが、議員御指摘のとおり、農村は、農業生産活動や森林の整備等を通じ、食料や林産物の供給機能だけではなく、国土の保全や水源の涵養等の多面的機能を持ち、国民の生活基盤を守る重要な役割を果たしております。農林業はまさに生命産業であります。これを維持し次世代に継承していくことは非常に重要であり、本市におきましても農林業を活性化させるためさまざまな施策に取り組んでおりますが、今後も、議員から御提言のありました事例の成功までの経緯を十分に検討してまいりたいと考えております。例えば中山そばを一例に挙げますと、地域ブランドであり成長が期待される要素を持っておりましたことから、生産・加工・販売に携わる方々とともに地域の活性化に結びつけるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

2点目、福祉政策のバリアフリーは、物品・お金の投入ではなく思いやりと心配りが基本とした地域社会づくりをということではありますが、平成6年に制定された「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」、いわゆるハートビル法や平成12年に制定された「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」、いわゆる交通バリアフリー法、さらには平成16年の障害者基本法の改正により、市内の建築物や道路ではスロープ化や視覚障害者誘導ブロックの設置が行われてきたところであります。しかしながら、本市の公共施設のバリアフリー化率は10.1%と、県平均10.4%に満たない状態であり、ハード面のバリアフリー化が今後も必要であると認識しているところであります。また、段差で困っている障害者への手助けなど、人ととの思いやりの社会づくりがより大切なことであることは議員御指摘のとおりであります。県では、年齢や障害の有無にかかわらず、誰もがみずからの意思で行動し、安全で快適に生活できるバリアフリー社会づくりを進めており、本年4月にはバリアフリー社会の形成に関する基本計画の後期計画が策定されております。私自身も、市長会を代表して、秋田県バリアフリー社会形成審議会の委員としてその計画策定に加わっており、その審議の中で、大館市の雪に対する体制づくりの状況として、

高齢者の家の前に雪の壁というバリアをつくらない除雪車の配慮や、単身高齢者等への除雪ボランティアの組織活動などのほか、他部局との連携を図るための縦割り行政のバリアフリー化など、自治体の取り組むべき事例を述べてきたところであります。本市としましても、ハード面でのバリアフリー化を引き続き進めるとともに、除雪ボランティアなど各種ボランティアの育成や、まちづくり・町おこし等の地域活動への助成を図り、障害者と健常者の交流をボランティア団体や関係機関との連携により一層促進するなど、障害者との共生の社会づくりに全庁的に取り組むため、府内に検討委員会を設置する予定でありますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

3点目の教育の基本は生きる力をはぐくむことからについては、後ほど教育長からお答え申し上げます。

4点目、**合併に伴う公民館・分館の位置づけについて**であります。本市における合併前の公民館分館は、雪沢分館・麓西分館の2館でしたが、合併後は比内8館、田代10館が加わりまして20館となっております。公民館分館は、地域住民にとって唯一のコミュニティー拠点施設として、長年にわたり利用され親しまれている施設ですが、老朽化している建物が多く、今後は、できるだけリフォームするなど、大きな財政負担を伴わない形で整備する必要があると考えております。また、今後の分館施設の管理運営につきましては、これまでのような行政主導の管理形態ではなく、地域住民の施設として、清掃等の日常管理については地域の御協力をいただくななど運営コストの軽減を図ってまいりたいと考えております。なお、市の行財政改革課題であります地区公民館・公民館分館の再編の検討の中で、将来の公民館分館のあり方についても協議してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上であります。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。（降壇）

○**教育長（仲澤銳蔵君）** 藤原議員の3点目の御質問にお答えいたします。1つ目の**感謝と尊敬**の気持ちや大人になる目標を持たせてやることが大切でないかについてであります、御指摘のとおり、社会情勢と子供たちを取り巻く環境の変化、とりわけ少子化や核家族化に伴い、幼少時から自己中心的に育てられたり身近にモデルになるような大人がいなかつたりする状況は、子供の心の育成にもマイナスの影響を与えていると危惧しているところであります。大館市としましては、例えば小・中学校では、「コミュニケーションの醸成を図り、他人の痛みがわかり、思いやりの心を育む人間関係づくりに努める」ことを重点目標にして、感謝と尊敬の気持ちを含めた心の育成を図っているところであります。学校では道徳の時間を中心にして、教科など他の教育活動との関連を図りながら、心の教育の育成に取り組んでいるところでありますが、ほとんどの学校で感謝と尊敬の気持ちにつながる家族愛、感謝の心、郷土愛、生命の尊重を道徳教育の重点として取り上げて指導しております。また、子供たちに将来への目標を持たせることについては、従来の進路指導に加えて、「大館子ども未来づくりプロジェクト」や市校長会で取り組んでいるキャリア教育を通して勤労観や職業観の育成に努めているところ

であります。ただ、子供の心の育成につきましては、学校だけでなく保護者の果たす役割が極めて大きいことは議員御承知のとおりであります。保護者や地域との連携を密にしながら、子供の心の育成を進めていくよう学校に働きかけていきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

2つ目の**食育の推進について**であります。大館市では、学校栄養士部会で市内全小学校5年生と中学校2年生及びその保護者を対象としたアンケート調査を実施して、食に対する実態把握に努め、今後の指導に役立てたいと考えているところであります。特に、朝食摂取を大切にした規則正しい一日の生活リズムづくりや食に対する感謝の気持ちを育てる食べ残しの指導を重点にして指導を進めておりますが、食の専門家である学校栄養士も授業や集会活動、PTAでの講話で指導を行い、成果を上げております。また、食についても、家庭との連携が不可欠ですので、さらに連携を強めていくよう指導してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。以上であります。

○議長（伊藤 毅君） この際、議事の都合により10分間休憩いたします。

午前11時19分 休憩

午前11時29分 再開

○議長（伊藤 毅君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

浅利二雄君の一般質問を許します。

〔40番 浅利二雄君 登壇〕（拍手）

○40番（浅利二雄君） 清池会の浅利二雄です。通告に従いまして、4点について質問いたします。

最初に、**市の財源確保について**です。国の三位一体改革が進む中、我が大館市においても、財政的に大変厳しさを増してきております。予算編成に苦慮されておられることと思われます。そうした中で、現在大館市の税収及びその他の財源確保をどのようにしていこうとしているのか伺いたいと思います。そこで、市長は大館市の財源の見通しをどう見ているのか、また**新たな自主財源の手立て**をお考えなのか、その具体策についてどのように考えておられるのか、お示し願いたいと思います。

次に、**地場産業の再生と活性化について**です。先般、新聞報道によりますと、「大館市の企業誘致をすすめる会」、そしてまた国の地域雇用創造調査研究事業が当市で実施されることになりました。私としては待ちに待った地域で最もやらなければならない重要な事業と認識しているところです。数年前に正札竹村、株式会社イトウ、そしてまた田代の田村鉄工などが相次ぎ倒産、田代議会当時、町民アンケートの結果、町民が最も望んでいることは雇用の場の確保でした。このことを一般質問で企業誘致絡みで取り上げたところ、「来る企業がない」と

いう町長答弁でしたので、町長の政治姿勢を批判した経緯がありました。昨今の農業の衰退、中小企業の弱体化は目に余るものがあります。海外に市場を求めて空洞化する中、どのようにして歯どめをかけるかです。単なる誘致企業だけでなく、あくまでも地場産業と直結した地域密着型の企業誘致による地場産業の活性化が求められています。業界でもいわゆる足引っ張りでなく、同業者、異業種間がともに交流を深め、技術提携、新製品の開発、そしてまた経営戦略などアイデアを出し合って、地域の特性を生かした、より高度な技術力の向上を目指すべきと考えます。その上で、誘致企業との連携を図り、ともにかかわりを持ちながらともに発展できる仕組みづくりが必要です。この際具体的な推進方法を、大館市のすべての関係機関・団体・個人などを巻き込んだ組織対応が必要と考えます。具体的には大館・比内・田代それぞれの地域において、特性を生かした地場産業と結びついた企業誘致はできないのか。**大館市全体だけではなく比内・田代にも工業団地があります。**地域的な企業誘致促進協議会なるものを早々に組織し、すべてのネットワークを駆使して**企業誘致を推進すべき**と考えますが、いかがお考えでしょうか伺います。

3点目、**合併後の総合支所のあり方について**。総合支所には合併後における新市の均衡ある発展を図るために充実した組織機構、そしてまた優秀なスタッフが配置されております。支所は言うまでもなく地域住民の一番近くにあって、合併後の地域づくりを住民とともにつくり上げていかなければならぬ大きな役割を担っているものと思います。しかし、その機能を十分に果たすための積極的アクションをどれだけ起こしているでしょうか。住民は地域の行く末に大きな不安を抱いております。自分たちの手でできることは結集して実践しようとしており、またパワーも持っています。一方、市としても地域住民の不安を払拭し、地域の活力、エネルギーをより一層高めるため施策を考える必要があります。そのためには支所職員が地域にきめ細かく足を運び、地域課題や住民の生の声、本音、思いを十分に把握するとともに、強いリーダーシップのもと住民のプランナー役として活性化を促進して、展開していくべきです。実は合併前の地域からの要望がどれだけ反映されているのか調査したところ、新市の建設計画にすら上がっていないものがありました。このようなことは決してあってはならないのです。この際、総合支所と地域住民とが、特に合併後の地域課題について、協働テーブルについて課題解決のため検証するとともにさびれない地域づくりのためにも議論の場を持つべきだと思います。確かに市長みずからが直接地域に出向かれ語り合いを行っておりますが、その後の具体的地域づくりは支所が担っていくべきだと考えます。市長の構想と住民の思いを一致させ、**官民協働による新しい地域づくり**のための総合支所の果たすべき役割はこうしたことにもあると思うのですが、市長の御所見を伺います。

4点目、**若者が夢・希望の持てる社会の構築については2つの視点から伺います。**1つ目は子供を安心して産み育てられる環境の整備についてです。将来を担う子供たちが急速に減少しています。このことは将来の労働や社会保障の構造を大きく変える課題が隠れていることもあります。

り大きな社会問題です。最近、平成17年の合計出生率が過去最低の1.25を記録したと発表がありました。唯一上昇した県としては、福井県が沖縄県に次いで高くなったとのことでした。ところが単純出生率は秋田県が11年連続全国最下位で、秋田県は子供を産まない県になってしまっているのです。そのため、今、地方都市も結婚・出産・育児、子供の就職といった課題に積極的に取り組むべきと考えます。また、婚姻率も人口1,000人に対し4.3で、これもまた全国最下位と記憶しております。行政はこの実態を深刻に受けとめるべきと考えます。やはり多くの方に結婚してもらい、安心して子供をたくさん産んでもらうこと、これが第一義に必要なことではないかと思います。次に、その子供たちに将来この大館にとどまつてもらい、大館市的人口増につなげるためにも安心して産み育てる環境の整備が急務となります。福井県の対応で目を引くのは民間と行政が協力し合っていることです。結婚のサポート、子育て医療の免除、児童育成施設の充実とか、さらには子育て支援に積極的企業には表彰のほか、融資制度を利用する際優遇措置まで用意するとかトータルな対策を講じております。大館市としてはボランティア団体や地域の関係機関などと連携を図り、子育て支援協議会なるものを設置すべきと考えます。どうかそれぞれの思いを結集しまして支援の体制を整えてほしいと願うものです。市長の御所見を伺います。

2つ目としまして、**若者の雇用の場の確保について**。先日の新聞に18年度県民意識調査で、県が示した21の政策課題の中で雇用の確保が87.9%と突出しておりました。企業活動の活発化、これが72.6%とともに大変厳しいマイナス評価は、4月から6月期の失業率が東北で2番目に高いあらわれでもあるのではないかと思います。今後、ともに力を入れてほしいと考えている政策課題は医療・福祉、雇用の確保でした。これは当市にも当てはまると思います。今、地域から若者が減少してきている最大の原因は何といっても雇用の場がなくなってきたことがあります。企業誘致を推進することはその第一義的な取り組み課題ですが、今、若者にとって、日常の生活の中で最も必要なことは仲間と楽しく働くことだと思います。若者が生き生きと働く職場、これは活気にあふれ、地域もまたパワーをもらうと思います。行政としては新大館市発展のためにもニート対策も含め、若者の雇用の場の確保と若者が定住できる対策を講ずるべきと考えます。市長の御所見を伺います。なお、市民に最低限の生活基盤を提供するのは政治の責任です。小畠市長には政治のトップとして市民の負託にこたえる責任があります。

最後に、市長の賢明なるリーダーシップに若者が子供を産み育て、夢・希望の持てる新生大館市誕生に全力投球されることを期待し、一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。**(拍手) (降壇)**

[市長 小畠 元君 登壇]

○市長（小畠 元君） ただいまの浅利議員の御質問にお答えいたします。

1点目、**市の財源確保について**。新たな自主財源の手だていかんということですが、

平成18年度当初予算におきましては、市税及び地方交付税の減少や国の三位一体改革による国庫補助負担金の削減などの影響から各基金を取り崩し、基金残高が7億6,000万円ほどになり、来年度以降の予算編成は自主財源である基金繰入金が思うように見込めなくなるなど、議員御指摘のとおり非常に厳しいものと考えております。また、自主財源の根幹である市税につきましては、来年度国の所得税から住民税への税源移譲が決定しており、現段階では市税が6億円ほどふえる見込みではありますが、逆に5億5,000万円措置していた所得譲与税がなくなるなど依存財源・自主財源ともに国の動向に左右される状況が続いております。歳出におきましては、病院増改築事業など公営企業等への補助負担金や特別会計への繰出金等、財政需要は年々増加傾向にあります。しかしながら、このような状況下にあっても、本年4月に策定した新大館市総合計画の着実な実現のため行財政改革を強力に推進することが喫緊の最重要課題であります。財源確保の観点からは、市税においては、誘致企業であるニプロ株式会社やニプロファーマ株式会社などの工場立地、さらには郊外に建設されました大規模ショッピングセンターなど民間企業の大型投資による固定資産税の增收が見込まれております。今後も、課税客体の把握に努めるとともに収納対策を強化し、また使用料・手数料の定期的な見直し、さらには広報等への広告掲載による収入など新たな自主財源を一つ一つ積み重ねながら財源確保に努めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

2点目、**地場産業の再生と活性化について**であります。市全体だけではなく、地域ごとに企業誘致促進協議会を設置できないかということですが、本市への企業誘致を促進するため、行政・商工関連団体・教育機関・インフラ関連企業・金融機関等による大館市企業誘致促進協議会には、昨年6月の合併を機に、比内・田代両地域の商工業者を熟知されている大館北秋商工会も会員として御参加いただいたところであります。また本協議会では、昨年、首都圏在住の本市と縁のある経済人にお願いしております大館市企業誘致協力員に、旧比内町・田代町出身者をそれぞれ2人ずつ新たに委嘱したところであります。このことから、議員御提案の地域ごとの企業誘致促進協議会に関しましては、大館市企業誘致促進協議会の組織の中に地域ごとの課題にも対応できる体制を強化すべきものと考えております。大館・比内・田代地域にはそれぞれ特有の特性や地場産業があります。地域の特性を生かした、地域ごとの誘致活動は企業誘致を進める上で重要な要素であります、市全体で活動を行うことにより、さまざまな情報を一元的に把握でき、地域を越えた相互の補完も可能となります。さらには、企業等へも迅速に対応できるものと考えておりますので、よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

3点目、**合併後の総合支所のあり方について。官民協働の地域づくり**であります。総合支所につきましては、これまで所管区域内の市民の利便性を確保し市民サービスが低下しないよう努めるとともに、地域課題に迅速かつ的確に対応し、地域づくりの拠点となる総合調整機関として位置づけてまいりました。また、年度当初の政策協議におきましても、所

管区域内の住民に対し支所独自にできることは何か、きめ細かなサービスを展開するためにはどうすればよいのかを支所内で検討し、できるものから実施していくよう指示してきたところであります。その中で今回、田代総合支所が、この政策協議を踏まえ、支所単独の事業として実施した田代お知らせカレンダーの作成・配布が田代地域の情報提供に一役買っていると聞いて大変喜ばしく思っております。新しい地域づくりは、地域住民との協働が不可欠であり、そのため、総合支所職員が地域にきめ細かく足を運び地域の課題や住民の生の声、思いを十分に把握するとともに、地域住民とのパートナーシップのもとに進めていく必要があるとの御意見には私も全く同感であります。そのため今後、全庁的に行政組織と事務の効率化などの改革が進められていく中においても総合支所の果たす役割は極めて大きいものと認識しており、官民協働による地域づくりを進めてまいりたいと考えておりますので、御理解・御協力をお願い申し上げます。

4点目、若者が夢・希望の持てる社会の構築について。①として**子供を安心して産み育てられる環境の整備について**であります。少子化進行の原因としましては、子育てに伴う経済的負担の重さが指摘されており、県では、昨年8月から、すこやか子育て支援事業の拡大を図り、経済的負担の軽減を目的として保育料の助成を行っております。しかしながら、子供を産まない理由は、経済的負担の重さだけではなく、さまざまな要因が関係しております。議員御指摘のとおり、市全体で総合的な対策を講じる必要があると考えております。市としましては、若い夫婦が子供のしつけや接し方に不安を感じることが多い中、安心して子供を産み育てができる環境を整えるために、保育施設などの充実はもとより、親子が安心して集い、相談できる場の確保を早急に進めてまいりたいと考えております。そのため、総合的な環境の整備を目標として、多くの専門分野の方々の御協力を得ながら、御提案の市と関係機関との連携を図るための協議会の設置について検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願い申し上げます。

②若者に雇用の場を。企業誘致の推進による雇用の場の確保につきましては、議員御指摘のとおり重要な課題であり、その目的達成に向け鋭意取り組んでいるところであります。また、地域経済の活性化、雇用の増加のためには企業誘致と地元企業の振興は車の両輪であると考えており、先ほど2点目で御説明申し上げましたとおり、大館市の「企業誘致をすすめる会」の活動を通じ地元企業の業績向上を図ることで、地元企業からの求人拡大に結びつけてまいりたいと考えております。特に、若者の雇用につきましては、ハローワーク大館と協力しながら、来春卒業予定の高校生が地元に就職できるよう地元企業の皆様へ働きかけてしているところであります。また、いわゆるニート、フリーター対策につきましては、国では、平成15年に関係省庁による若者自立・挑戦戦略会議を設置し、若者自立・挑戦プランに基づき取り組んでいるところであります。具体的には、経済産業省では、小・中学校におけるキャリア教育推進事業を進めており、本市では「大館子ども未来づくりプロジェクト事業」として実施しているとこ

ろであり、また、就業機会の創出を図るための事業として、9月30日から本市で創業塾が開講されることになっております。一方、厚生労働省では若者の就職を支援するための若年者ワンストップセンターの設置を進めており、本市では、平成16年8月、いとく大館ショッピングセンター内に北部サテライトが設置されております。ここでは、パソコンを活用した職業適性診断などを利用しながら職業学習や職業相談が行われており、昨年度は1,166人の若者が利用し、就職に結びついた方が187人となっております。また、大館職業訓練センターや秋田職業能力開発短期大学校でも若者向けの情報ビジネスにかかる講習が行われております。現在、県では、9月8日までを期限としたインターネット利用による「いま働いていない若者の意識調査」を実施しております。この調査は本人・保護者などから回答を募るものであり、本市としましてもその結果をもとに今後の対策を検討してまいりたいと考えております。今後とも、国や県、関係団体との連携を図りながらニート、フリーター対策に取り組み、若者の雇用の場の確保に努めてまいりたいと考えております。最後に総論ですが、若者に希望を持って暮らしてもらうためには夢のある地域社会づくりのビジョンを提示し、その実現のための方策を具体的に示していく必要があり、それが市長の責任であると認識しております。以上、御理解・御協力を賜りますようよろしくお願ひ申し上げ、私の答弁とさせていただきます。（降壇）

○議長（伊藤毅君） この際、議事の都合により休憩いたします。

午前11時54分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（伊藤毅君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

笹島愛子君の一般質問を許します。

〔50番 笹島愛子君 登壇〕（拍手）

○50番（笹島愛子君） 日本共産党の笹島愛子です。このたびの一般質問は御成町南地区区画整理事業のみについて8点にわたって行います。この質問をする前に字の訂正をお願いしたいと思いますが、7番のところの「精算金」の「精」の字が米へんではなくて三水に直していただきたいと思います。これは私の通告が間違っていましたので、すいませんよろしくお願ひいたします。

それでは質問を始めます。この事業の計画書案の縦覧期間も終わり、後は計画書の決定を待つのみというところまで来てしまいました。予定では約15年後に完成する見込みですが、この事業は余りにも複雑で困難な事業ですので、改めて問題点・疑問点について率直にお伺いするものです。事業の推進を求めている人たちも、また、できればこのままそっとしておいてもらいたいと願っている人たちも、市長の答弁をかたずを飲んで見守っているはずです。どうか専門用語を使わず、かみ砕いて、わかりやすく、ゆっくり答弁してくださいますように

お願ひいたします。そもそも区画整理事業とはどういうものなのか見てみると、土地区画整理法第2条では区画整理について、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設または変更に関する事業と定めていますが、それを簡単に一言で言ってしまうなら計画区域内の土地を整形して並べ直すことです。その並べ直しの方法のことを換地処分といい、その土地の並べかえをするときに一人一人が土地を出し合う、土地を供給することを減歩と言いますが、何てことはない、つまり区画整理は用地買収をしないで済むので施行者にとっては安上がりの都市開発の手法だと言えます。しかし、それでも区域住民に受け入れられて事業がスムーズにいくのなら何も問題はなく、最初から工事着工できていたはずです。要するに、用地を買収する方式でなく、用地を供出させたり交換・分合する換地処分方式だから区域住民もすんなり納得がいかないと思うのです。そこでまず1点目についてお伺ひいたします。今前段で述べたような換地処分方式で行うこの事業の最終計画案に対する住民の同意は得られているとお考えでしょうか。3月議会では「約9割が賛成している」と松橋議員に答弁していますが、しかしそのうちの3割は場合によっては協力するという人たちです。つまり事業内容によっては賛成できるかもしれないというものであり、このまま事業が進んでから「こんなはずではなかった」と言う人も出てくるのではないかと思われます。市長はどこまで同意を得られていると思っているのでしょうか。

2点目は、**事業に該当する地域住民の「負担」に見合う「受益」が保証されているかどうか**です。区域住民にとって最も負担なのは土地の供出や移転などであるわけですが、その負担に見合う受益の保証が見えてこないので不安をぬぐい切れないのです。まちづくりというものには民生事業としての側面がなくてはならないはずです。つまり、市民の生活・生計が保証されるのが民生事業です。施行者である市がきちんと民生事業の側面を強調するなら、それに見合った保証ができるはずです。そうすれば快適・安心のまちづくりが住民と一体となって進められると思います。区域住民の負担に見合う受益を責任持って証明することができますか。市長、明解にお答えください。

3点目です。区域住民の中には、「**土地や家屋など、市が買収し、すべてに補償してくれるもの**」と誤解している人もいますが、どのように説明しているのでしょうか。何度も言いますが、この事業は施行者が土地を買い取る用地買収方式ではなく換地処分という特殊な法的操作による方式です。あちらの土地とこちらの土地を入れかえたり、1筆の土地を2つに分けたり、2筆以上の土地を1つに合わせたりするやり方であるため、土地に関する限り補償はしないわけです。それなら家屋の方は買収するかといえば、それもまたそうではなく、例えば道路に面して家を引く、引き家方式などで補償するというものであります。ある人は「古い家なので、もし引き家するくらいなら再築したいが自己資金など全くないし、借りた後の返済も困難だ」と言っています。これは誰もがそうだと思いますが、つい最近もある人から「すべてに補償してくれるものだと思っていた」と言わされました。買収方式ではないことをはつきり言うべきで

す。そこで、4点目に続きますが、それなら事業での補償はどのようなものがあって、いつの時点でわかるものなのかお聞きします。さらに5点目として、それが完全補償にならないために、移転に応じなければ「強制執行」するのでしょうか。大変重大な問題です。明確にお答えください。

6点目については、前段でも述べていますけれども、改めて質問項目を起こして伺うものです。この事業は住民が土地を供出しなければならないことや交換されることなどまだ知らない人が多いようです。周知徹底する必要があります。この事業の特徴は土地の区画を整理して公共施設を生み出すことにあり、その公共とは何よりもまず道路を広げることにあるわけで、街区のことではないということをはっきり知らせるべきです。あくまでも区画整理は土地についている事業であって、基本的にはそれ以上でもそれ以下でもなく、土地という見地から考えたまちづくりのやり方です。そこがこの事業の問題点であります。だから最初に計画した段階でも区域住民に受け入れられず断念したという経緯があります。とにかくきちんと周知徹底すべきです。

7点目ですが、この事業が終了したあと清算金を払わなければならなくなる場合もあることは、住民に説明して納得してもらっているのでしょうか。この事業の終了予定は約15年後です。15年たってから突然新しい権利書が届いて、清算金の徴収も来て、驚くことがないように具体例なども示しながら説明しておかなければなりません。もともとこの清算金は減歩と密接な関係があるので、清算金が取られる人もいれば戻ってくる人も出てくると思われる所以、今から個別にはっきり断定できないのがこの事業の複雑なところです。順調に進んだとしても15年後には清算しなければならないことをしっかりと説明しておくことです。

最後の8点目ですが、この事業で借家人や間借りの権利はどうなるのか。また、どのように主張できるのか。その手だけなど知らせているのかどうかお伺いいたします。この間の区画整理事業の説明資料の中に土地所有者と借地権者の各種意向分析表は載っていますが、借家人や間借りのヒアリングシートはあるものの具体的な数字は載っていません。一人残さず確認できているのでしょうか。例えば間借りしている人が礼金とか敷金とか払って入居して間がないのに、工事の進行状況によって新たな入居先を見つけなければならないときなどどうなるのか。このような人の権利はどうなるのかなど個別に手だけをとっているのでしょうか。いずれにしても市民誰もが自分たちの住む地域がよくなることには賛成すると思います。しかし、今まで述べたような状況下で行われる事業なのであれば、区域の方々は本当に納得できないと思います。それでなくても長期間に及ぶ工事での騒音や不便な状況が伴うわけです。100%納得してもらえなければゴーサインは出さないというくらいの徹底した対応をしていただくよう求め終わります。（拍手）（降壇）

〔市長 小畠 元君 登壇〕

○市長（小畠 元君） ただいまの笠島議員の御質問にお答えいたします。

1点目、御成町南地区土地区画整理事業の最終計画案に対する住民の同意は得られているのかということですが、本土地区画整理事業につきましては、計画当初のアンケート調査やこれまで重ねてまいりました権利者との面談での意向調査では、事業への賛同者が大多数がありました。また、今回の事業計画の原案につきましては、説明会の開催や個別訪問などを行い、おおむね同意は得られたものと考えております。ただ一部では、生活再建の根底となる補償額が示されないことを不安視する声もあることから、本事業は全国各地で数多くの実績があり、幅広い補償対策を十分講じていくことを引き続き表明し、理解を得てまいりたいと考えております。

2点目、事業に該当する地域住民の「負担」に見合う「受益」が保証されるかについてであります。対象区域の住民にお願いする負担につきましては、道路などの公共用施設を整備するために土地を提供していただく減歩という形で協力していただくことになります。今回の事業計画での平均減歩率は約15%の予定となっておりますが、事業認可後には、先行買収の実施や施行区域内の縄延び分を土地所有者に還元することにより減歩の軽減を図り、土地所有者の負担を可能な限り少なくしてまいりたいと考えております。また、これに見合う受益としましては、地方都市では一般に土地の資産価値が低下する中で利便性が向上するため、価値の保全、向上が図られること、立ちおくれている公共施設や住環境の整備、防災面や交通安全対策などの向上が図られること、土地の区画を整え宅地の利用増進が図られるため住みよい市街地が形成されること、建築物が建てかえられるため木造の老朽家屋が一掃され燃えにくい構造の建物に変わり、建物の不燃化の促進による火災に強いまちづくりがなされることなど、多くの受益が発生することになります。

3点目、住民の中には「土地や家屋など、市が買収しすべてに補償してくれるもの」と誤解している人もいるがということですが、土地区画整理事業の大きな特徴は、土地を減歩という形で所有者から提供していただくことにより、土地の区画を整えることであり、一般的な公共事業のように土地を買収して行う事業とは手法が異なるものであります。また、建物などの移転補償につきましては、現在地と移転先を比較して妥当な移転工法を決定し、現在の建物と同種同程度の建物の建築が可能な金額を所有者に対して補償するものであります。これらにつきましては公平性が求められており、国が定めている補償基準に基づき対応してまいりたいと考えております。今後、事業の進捗に合わせて、住民説明会の開催や区画整理ニュースの発行、個別訪問などを行い、事業に対する理解を一層深めていただくよう努力してまいりたいと考えております。

4点目、この事業では、どのような補償がある、それはいつまでにわかるのかについてであります。土地区画整理事業における補償は、建物や工作物・動産・立木の移転費用や仮住居費用・営業補償・家賃減収補償・移転雑費などがあります。これらは現地を調査し、国が定める補償基準に沿って適正に算定されることとなります。また、補償の時期や額についてであります。

ますが、事業開始から4年以内をめどに行う先行買収が完了し、住民の意向を聞き取りしながら進める換地設計を経て移転先が決定することとなります。その後、移転の前年をめどに補償についての話し合いを進め、移転可能な方から順次補償契約を締結し、移転をお願いしてまいりたいと考えております。

5点目、もし、完全補償にならず、移転に応じなければ「強制執行」するのかについてであります。本事業の実施による移転には住民生活に大きな影響が伴いますことから、補償に関しては十分協議し、納得いただいた上で移転していただくよう最大限努力してまいりたいと考えております。

6点目、この事業は住民が土地を供出（減歩）しなければならないことや交換（換地処分）されることなど知らない人も多い。周知徹底が必要ではないかということではあります。土地区画整理事業は一般にはなかなかじみが薄い事業であり、またその制度も複雑であることは認識しております。しかしながら、その目的と理念は地域住民の住環境の向上と公共の福祉に大きく寄与するもので、全国各地において実施され、高く評価されております。事業施行者には、事業の内容や手法に関する住民への説明責任をしっかりと果たすことが求められておりのことから、住民の理解が深まるよう最大限努力し、中心市街地における「住みやすいまち・安全なまち・災害に強いまち」が住民の協力のもとに形成されるよう、これまで以上の周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

7点目、事業終了後「清算金」を支払わなければならなくなる場合もあると説明しているのかについてであります。土地区画整理事業の完了後において発生する清算金につきましては、従前地の価値と換地後の土地の価値の差により、交付される場合と逆に徴収される場合がありますが、可能な限り、清算金が少なくなるよう換地設計を進めてまいりたいと考えております。このことにつきましては、事業計画の策定における住民説明会においてもその内容を説明しておりますが、特に高齢者には、清算金の徴収が生じないよう配慮してまいるとともに、今後の説明会等におきましても改めて詳しく説明し、理解を深めていただきたいと考えております。

8点目、借家人や間借りの権利はどうなるのか。どのように主張できるのか。その手立てをきちんと知らせているのかについてであります。土地区画整理事業は、事業実施後も原則として従前の権利関係をそのまま継続させる事業であり、借家人などの権利もそのまま存続することとなりますので、今後の説明会等で十分説明し、理解を得てまいりたいと考えております。

以上であります。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。（降壇）

○50番（ 笹島愛子君） 議長、50番。

○議長（伊藤 毅君） 50番。

○50番（ 笹島愛子君） 市長の答弁を聞きましたけれども、この間いろいろ説明を受けてきましたけれども、ジャスコがなくなって、そしてこの地権者の、土地所有者のいろんな調査とかありますけれども、区域内で事業をやっている人たちの4分の1が事業廃業するという

意向を示しています。それで今の御成町南地区、あの御成町の周辺を見ますと本当に一気に人通りがなくなっています。それでつい最近言われたのは、この50何億円もかけてやる事業だけれども、ジャスコのめども立たないのに、そしてまた商売をやめると言っている人もいると聞いているけれども、それでもこの事業をやらなければならないのかと言われましたけれども、私が今回改めて市長にお聞きしたのは、そういった市民の疑問や質問にはっきり答えられないこの事業だから改めて伺ったところです。それで市長は平成14年の6月議会のある議員に対しての答弁はかなり自分の言葉で答弁しています。例えば住民と行政が相談して、そしてその計画を実行していくような形をとれないだろうか。「実は区画整理というのはまさにそういう事業手法なわけであります。どうも地域の皆さん方に区画整理といいますと、何か一発で事業が決まって、それを動かしてそのとおりに事業をやっていくかというとそうではなくて、非常にさまざまな問題を一遍に解決できる最良の方法ではありますけれども」というふうに答弁しています。そして最後の方には「議員の皆さん方からもお口添えをいただきたいと思うんですけれども」というふうに、そして「皆さんにお伝えしていただけませんでしょうか」というふうに答弁していますけれども、とても私は地域住民にはっきりと答えることができない、本当に複雑で困難なこの区画整理事業だと思っているわけです。そこで改めてお伺いしますけれども、調査によりますと、借地権者の分析表を見ますと、換地の希望位置は現在地を望んでいる人が100%でした。これから説得したり交渉が始まるわけですけれども、見通しはどういうふうになるとお考えでしょうか。うまくこの望む位置に行くことができるのか。その見通しがどうなっていると思っているのかをお伺いしたいと思います。それから先ほども言いましたけれども、4分の1ほどの方が商売をやめると、今後どうなる、この商店街がどうなるのか。そして大きな、立派な道路ができても中心市街地の役割を果たすことができると、こういったふうに考えているのかどうかお聞きします。そして最後になりますけれども、実はこの質問の通告が新聞に載った夜に、やっぱり匿名の方から電話がありました。この何カ月間の間に本当に残念ではありますけれども、匿名での電話、そして手紙も何通かいただいております。この事業はとても地域住民が苦しむものであると、何とかとめるように言ってほしいと、このような電話も私も受けました。そこで先ほどの一般質問の最後のところで、はっきりと納得がいかなければゴーサインはまず出さないというぐらいの決意が必要だと思いますけれども、改めて市長のお考えを聞かせていただきたいと思います。

○市長（小畠 元君） 議長。

○議長（伊藤 毅君） 市長。

○市長（小畠 元君） 再質問にお答えしたいと思います。まず借地権者のみならず、さまざまな権利をお持ちの方たちはできるだけ換地される場合にも現在の位置に、近い位置にしてほしいというお気持ちちは当然のことだろうと思います。ですからできるだけそのようなお気持ちに添えるように努力してまいりますけれども、基本は現在の位置から動かない人は1人もいな

いとお考えいただきたいと思います。そのくらい大きく、言ってみると土地の形状は全体的に変わってくるわけであります。例えば、現在でも4メートルの、言ってみると接道義務を果たしていない住宅の方は当然のことながら接道義務を果たせるような計画にならざるを得ないわけであります。そのようにすべての方が当然のことながら影響を受けてくるわけであります。しかし、その中で環境激変と言いましょうか、大変に御不便を来さないように最大限私どももこれから換地計画に意を用いてまいりたいと思っております。それから4分の1の方がこれを契機に商売をやめるというようなことをおっしゃっているということでありますけれども、現在の大館市の、いわゆるいろんな意味での自営業の皆さん方、とりわけ御商売を営んでいる方たちというのは大変に、いろんな意味で激変の時代を迎えておりまして、その意味でも悩みは深いと思いますけれども、しかば何も整備をせず、そしてそれなりの基盤整備もせず、投資をしない場合に逆にどうなるのでありますか。ですからそれも一つの、いろんな意味での、みんなで考えていかなければいけないわけであります。中心市街地をそれなりの整備をして、商業地としてもう一度皆さんに、本当に使っていただきたい、それもまた御成町南土地区画整理事業の大きな目標の一つであります。ですからその辺のところを私どもも大変に痛しかゆしのところもありますけれども、よりよい土地をつくって、そしてみんなに御利用いただける、そういう町をつくっていきたいという気持ちで今後とも頑張ってまいりたいと思っております。

3点目、納得がいかなければ、ゴーサインは出すなということでありますけれども、一般的に都市計画事業についてはすべて収用がかかる一応仕掛けにはなっております。例えばそれは街路事業であれ何であれ、都市計画決定される事業というのは一応背景には収用法があるわけであります。ただ大館市でも今まで各種の土地計画事業を行ってきましたけれども、収用法を発動したケースはございません。ですから最大限いろんな意味で納得がいくように、これからもまたいろんな意味で条件とか補償とか、その他対策とかいろんなカードを切っていきながら、本当に納得できる点まで話し合って進めていく、そういう覚悟でいることをお伝え申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○50番（笹島愛子君） 議長、50番。

○議長（伊藤毅君） 50番。

○50番（笹島愛子君） 市長は今何もしないで、基盤整備もしないでいいのかというふうな話をしましたけれども、私たちはやっぱり御成町の生活している人たちの下水道整備とかインフラの問題はもっと早くからやっぱりやるべきだとも思っておりましたし、それはもう早急にやらなければならないと思うのです。そして商売している方も本当に大型店があちこちにできて、大変苦労されていることは十分私たちもわかっています。しかし、消費人口がふえてない中の大型店のまず競い合いといいますか、そういった中での生き残りをかけた事業だというふうに市長はお話ししましたし、本当にそうだと思います。でもやっぱり犠牲者といいますか、言

葉はきついかもしれませんけれども、犠牲の伴わない本当にいい事業であってほしいというか、いい事業だったと言われるようにするためにも本当に、職員の方は課長入れて4人ですか、現地では3人です。本当に3人では回り切れないと思います。腰を据えてやるなら職員をふやすとか、本当に時間をかけてでもきちんと話し合いをして、補償させていくということをやっていただきたいということを最後に申し述べて終わりにしたいと思います。

○議長（伊藤毅君） 次に、八木橋雅孝君の一般質問を許します。

〔21番 八木橋雅孝君 登壇〕（拍手）

○21番（八木橋雅孝君） いぶき21の八木橋であります。通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず最初に、**市長の政治姿勢について**ということあります。その1点目といたしまして、**公務に名を借りた、市長の選挙運動まがいの行動はいかがなものか**という点についてであります。ことしに入ってから特に目立つようになってきたわけですが、大館地区の会合はもっぱら助役や収入役に任せて、市長は新しく選挙区となった比内地区・田代地区のごく小さな会合や行事などに頻繁に出席されておるようあります。これは明らかに来春の市長選を意識した行動であると思われます。口さがない市民の中には「市長も随分暇なものだ」とやゆする声も聞かれます。しかしながら市長は去る6月議会の田村齊議員の一般質問で来春の改選に向けた考えを問われ、「行政改革を推進しなければならず、ここ数年の対応が新大館市の将来を決める重要な時期でもあり、喫緊の課題への対応に余念がなく、任期を全うしたい」と答えております。市長は「来春の市長選は全く考えていない。今やらなければならない仕事に専念したい」と口では言いながら、その陰で熱心に選挙活動に動き回っているわけであります。すなわち、市長は言っていることとやっていることが全く違ってなお平然としている、極めて厚顔無恥な人間であることをみずからの言動で示しているのであります。俗に現職の強みということが言われますが、まさしくこういうことを指しているのだと思います。市長の気持ちもわからないではありませんが、私からすればはなはだ潔くない市長の行動であると言わなければなりません。市長の御所見をお尋ねするものであります。

2番目といたしまして、**懇親会を欠席しながら、会費を支払うのは公費のむだ遣いであり、公職選挙法にも触れるのではないか**という点についてであります。このことにつきましては、私自身何度か目撃したことでもありますし、以前から問題があるのではないかと思っておりました。そこで、あえてお尋ねいたします。市長の職にありますとあちこちから懇親会つきの会合への案内がたくさんあるのだろうと思います。そういうたった折に、たまたま会合の時間が重なって、あいさつだけで次の会合へ移動しなければならないことも間々あることは想像にかたくありません。問題はそのように懇親会に全く出られないにもかかわらず懇親会費を支払う行為であります。このような場合の会費は当然市長交際費から支出されているのだろうと思われます

が、交際費といえども正当な債権者に対してでなければ支出してはならないという自治省通知がございます。市長が懇親会に出席しない以上、会の主催者側は正当な債権者にはなり得ないのであります。以上のことから公費のむだ遣いと公選法で禁じられている寄附に当たるのではないかという2つの点について、市長の御所見をお尋ねするものであります。

次、3番目であります。助役・収入役を廃止して、副市長制を導入してはどうかという点についてであります。この問題につきましては、助役と収入役はそれぞれ別の役割を担っておりますので、2つに分けてお尋ねしたいと思います。まず助役についてであります。去る6月定例会において助役の選任が議題となった際、私は何のちゅうちょもなく、現助役の選任に同意しませんでした。理由は明白であります。助役たる者は市長が行政のトップとしてその判断を誤らないように、ときには市長に苦言・箴言を呈する。また一朝ことあるときには職を賭してもこれを押しとどめるぐらいの人物でなければならないと私は考えております。しかし、現助役には残念ながらそのような高邁さが全く感じられず、市長の偉大なるイエスマンに成り下がってしまっているとしか思えないであります。これが助役人事に同意できなかつた私の唯一、最大の理由であります。そこで提案であります。この際助役制を廃止し、市長の職務権限の一部を委譲して一定の責任を持たせる副市長制を導入してはどうかというものです。

次に、収入役の廃止についてであります。これにつきましては多くを語る必要はないと思います。自治体の会計処理が電算化されて久しく、これを踏まえてさきの自治法改正により市に収入役を置かなくてもいいことになったのは市長御存じのとおりであります。県内の他の自治体の例を見ても、収入役を置かない自治体がふえておりますことも御承知のとおりであります。当市においても、経費削減の観点からも、早急に収入役の廃止を求めるものであります。市長の明快かつ具体的な御答弁をお願いいたします。

次に、大きい2番目であります。上下水道部及び教育委員会の大館事務所はその機能を果たしているかという点についてであります。これは内容的には、両事務所は市民をたらい回しにするための部署として設置されたのかとなっております。いささか皮肉めいた表現であります。理由がございます。この質問に入ります前に1つ確認しておかなければならぬことがあります。私は昨年6月定例会の一般質問でこの問題を取り上げております。その質問と市長答弁を今一度市長に思い起こしていただきたいであります。あえて時間を借りまして、そのときの質問と答弁の要点を読みさせていただきます。まず、質問の方であります。それは、「合併後上下水道部は比内町、教育委員会は田代町に分庁され、それ以外の市と町にはそれぞれ地元事務所が置かれるが、市民の利便性を考えワンストップで用事が足せるのか。これは直ちに市民の行政に対する評価につながるので、特に意を用いなければならないのではないか」という質問であります。これに対する市長の答弁は、「上下水道部と教育委員会は、それぞれ他の庁舎に地元事務所を置くことから、従前と変わらないサービスを提供できる」と明確に答えております。ところが実際にはどうでしょう。私自身、両方の地元事務所でたらい回しされそう

になったことがありました。私の場合は、「それはおかしいのではないか」という話をして、何とかその場で用事を済ませることができました。これがもし一般市民であったなら、反論もできずに間違いなくたらい回しされていたに違いありません。実際、私の知人が水道課への用事で大館の地元の事務所に出向いた折、たらい回しに遭い、「それじゃここは何をするところか」と尋ねたところ、「ここは水道料金を受け取るところだ」と言わされたと憤慨しておりました。ことほどさように、市長答弁とは裏腹なことが起こっているのであります。この件についての市長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

次、大きい3番目であります。**市の諮詢機関の現状について**ということについてであります。市の諮詢機関として多くの協議会や懇談会・審議会などがあるが、「市民の声を聞いた」というアリバイづくりや隠れみのに利用しているだけではないのかという点についてであります。法律に基づいて設置されましたこの種の会は別としても、本来的には行政が自信を持って事業展開をするべく、住民ニーズの把握や裏づけ調査はみずからの足を使って行うべきであると考えております。安直にこれら協議会や懇談会・審議会・委員会・市民会議などをつくって、市当局の考え方を示し多少の意見を聞いた程度で施策を決定し、実行することは行政の手抜きであるとともに、自信のなさのあらわれでもあると思われます。さらに言えば、行政の怠慢そのものであると言わなければなりません。法により設置されたものを除きまして、市単独で設置したこの種の会が市全体で一体どのくらいあるのかも含めまして、市長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

次、大きい4番目であります。「**個人情報の保護**」に対する行政の過剰反応についてであります。「個人情報の保護」ということに対する行政の過剰反応とも言える例が多数見受けられるが、行政運営上、むしろ支障を来しているのではないかということについてであります。この問題は今全国的に話題となっておりますが、当市においても過剰反応が見られ、さまざま弊害を生み出しているのではないかと危惧しております。例を挙げると切りがありませんので、福祉関係の2例に絞ってお尋ねいたします。その一つは民生委員についてであります。民生委員は私から申し上げるまでもなく、県知事の推薦により厚生労働大臣が委嘱した非常勤の地方公務員とされております。そして、その職務は住民の生活状態を適切に把握しておくことや援助を必要とする者の相談に応じ助言や援助を行うなど、さまざまな職務がございます。しかしながら、これら職務の遂行に必要な生活保護世帯の情報やひとり暮らし老人の情報などが行政側から得られないために、どの民生委員も自分の足で情報を集めなければならず、大変苦労しておられるようあります。また、今一つは身体障害者相談員についてであります。これは、県知事より委嘱された相談員ですが、身体障害者手帳を交付されている身障者の情報などが行政側から得られないために、積極的な相談業務ができないでいる状況であります。市民の生活を守るべき行政が個人情報の保護という言葉に呪縛され、支障を来している典型的な例だと思われますが、市長の御所見をお尋ねいたします。

大きい5番目、**市民の声**からであります。その1つ目といたしまして、**人事異動に際し、各部署にそれぞれ精通した職員を配置すべき**ということについてであります。毎年行われます人事異動について、市長は常々適材適所の異動であることをコメントしておられます。しかし市役所を日々利用する市民にとっては必ずしもそうではないと受け取られているようであります。私自身も時折感じることがありました、その部署によっては異動のために、その職務に精通した職員がほとんど残っていないという例が過去に何度かあったようであります。そのため、その部署に長く勤めている臨時職員やパート職員の方が正職員よりその仕事に詳しくなってしまい、正職員が市民に対して「きょうパートが休みでわからないので、あした来てください」と言ったという、笑うに笑えない、うそのような本当の話を聞いたことがあります。考え方はいろいろあるかと思いますが、市民に不便をかけたりあきれられたりしないように各部署にそれぞれ精通した職員を配置して、さらに新たな人材を育てていくことこそ人事異動の望ましいあり方なのではないでしょうか。市長の御見解を求めるものであります。

2番目の**福祉センターで行っている身体障害者のための機能訓練を中止しないでほしい**という市民の声であります。福祉センターの機能訓練室は、現在、一般の身体障害者に開放され、多くの方が利用しております。しかし、来年の1月いっぱいの中止になるということで利用者の方々に不安が広がっております。利用している身障者の間では、利用のさらなる拡大と利便性から有浦のサンクレアでも機能訓練ができるようにしてほしいという声さえ上がっております。このように福祉ニーズの極めて多い中で中止するという判断は、行政サービスのあり方としてはなはだ疑問であります。もし仮にどうしても中止しなければならないとするなら、それにかわる場所をどこかに用意するのになれば余りに無責任過ぎると考えるものであります。利用者の皆さんの中止の撤回を求めて署名運動を行うやに聞いております。市長のお考えをお尋ねするものであります。

次、3番目であります。**市民文化会館の大ホールと中ホールのトイレをバリアフリー化して洋式トイレを設置してほしい**というものであります。これは市民文化会館の大ホールと中ホールのトイレを高齢者や身体障害者が使えるように改善してほしいという声であります。公共施設のバリアフリー化が当たり前となっている今の時代、これまで何らの対応もなされてこなかったことがむしろ不思議なくらいであります。大ホールのトイレの入り口は階段になっており、車いすの方は全く使用できない状態であります。全面改修が最も望ましいわけですが、これを行うには相当の経費と時間がかかることが予想されます。そこで当面、車いすの方には少し遠くて不便をかけますが、入り口がフラットになっている中ホールのトイレを利用していただくというのも1つの方法ではないかと思っております。もちろん、便器を車いす対応に改修することは当然必要であります。また、車いす以外の高齢者や足の不自由な方は、大ホールのトイレの階段と内部に手すりをつけて便器の一部を洋式に改修すればそこをえることになります。それ以外にもっといい方法があればそれを実現していただきたいのですが、と

りあえずはこの提案に対する市長の御英断を求めるものであります。

市民の声、最後であります、4番目であります。市内の雪捨て場に監視員を配置して、ごみなどを捨てさせない対応が必要ではないかということであります。毎年雪解けになると市の雪捨て場にごみが散乱しているということから、監視員を配置してそれを防止してはどうかという市民からの提案であります。

ほんの小さな提案に違いありませんけれども、これらの市民の声に誠実におこたえいただくことをお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。以上であります。（拍手）（降壇）

〔市長 小畠 元君 登壇〕

○市長（小畠 元君） ただいまの八木橋議員の御質問にお答えいたします。

1点目、市長の政治姿勢について。①公務に名を借りた、市長の選挙運動まがいの行動はいかがなものかということですが、私の行動日程につきましては、市政にとって重要度の高いものが優先的になりますが、通常は早く出席要請が入ったものをできるだけ優先させるようしております。また、日程が重なったものにつきましては、時間調整ができるときはかけ持ちするようにしておりますが、できないときは助役や収入役、教育長などに代理出席をお願いしております。議員おっしゃるように、確かに合併後しばらくの期間はできるだけ比内・田代両地域へ足を運ぶようにしております。これは、編入合併による両地域の方々の不安や心配を早く取り除きたいということや市政に対する御意見をできるだけ多く伺いたいということから意識的に出向かせていただいたものであります。最近は通常の形に戻っておりますが、市民の皆様から御意見を伺うためにはできるだけ話しやすい環境を整えることが重要であると考え、特定の地域に偏らないようにしながらより多くの地域の行事や会合に出席するようにしているところでありますので、御理解をお願い申し上げます。

2点目、懇親会を欠席しながら、会費を払うのは公費のむだ遣いであるばかりでなく、公職選挙法にも触れるのではないかということですが、会合の種類にもよりますが、懇親会付きの会合につきましては、主にお祝いごとが多いことから、お祝いとして持参することが一般的であります。また、懇親会に出席する場合は会費として持参することが多いわけですが、中座しなければならないときには、特別の場合を除き、乾杯後会場を一巡して出席者の皆さんに市政推進に係るお礼のごあいさつを申し上げるなどしまして失礼のないように心がけており、全く懇親会を欠席して会費を支払うようなことも避けるようにしております。なお、地方財政の厳しい時代でもありますて、交際費の使用範囲に関しましては特に意を用いておりますので、よろしく御理解をお願いいたします。

3点目、助役・収入役を廃止して、副市長制を導入してはいかがかということですが、議員おっしゃるように、現在副市長制を導入している市がありますが、本年6月に公布されました地方自治法の一部改正法により、平成19年4月1日から助役は副市長となり、首長の権限に属する事務の一部について委任を受けてその事務を執行できるようになりました。また同じ

く、19年4月から収入役が廃止され、一般職の会計管理者を置くことに改められておりますので、御理解をお願い申し上げます。なお、改正法の附則で、助役はその任期中副市長として選任されたものと見なされますし、収入役は任期中在任できるよう経過措置が設けられております。

大きい2点目、**上下水道部及び教育委員会の大館事務所はその機能を果たしているのか、両事務所は、市民をたらい回しにするための部署として設置されたのか**ということですが、上下水道部及び教育委員会の大館事務所につきましては、昨年の6月定例会でお答え申し上げましたように、上下水道部と教育委員会の業務に関し合併前と変わらない市民サービスを提供するために設置したものであり、現在でもその考えには変わりありません。議員のおっしゃるように、両事務所の対応に市民がたらい回しされたという思いを抱いたとすれば誠に遺憾なことであり、いま一度職員に対し市民の立場に立った業務の遂行を徹底するよう指導し、御批判を受けることのないようにしてまいりますので、御理解をお願い申し上げます。

3点目、**市の諮問機関の現状について**ということで、**市の諮問機関として多くの協議会や懇談会・審議会などがあるが、「市民の声を聞いた」というアリバイづくりや隠れみのに利用しているだけではないのか**ということですが、法律等で設置が義務づけられていない市の諮問機関は、現在、委員の選任に議会の同意を要する情報審査会を初めとして約30機関が設置されております。それらの機関の多くは専門的事項を審議していただくことが多いため、委員は公募のほか商工団体や農業団体・婦人団体等の代表者や責任者にお願いすることも多く、諮問事項に対する答申のみならず専門的な立場からさまざまな御意見をいただくこともあります。今後は、市民サイドから見ても議員のおっしゃるアリバイづくりや隠れみのと思われないよう可能な限り議事録を含めた審議内容等の公開を進めてまいりたいと考えております。住民ニーズの多様化や地方分権が進むことにより、今後、さまざまな施策を計画的に実施する際広く市民の意見等を取り入れることがますます重要になってくるものと考えております。そのため、積極的な情報公開とともに諮問機関・アンケート・意見募集等の方法を適宜組み合わせ、開かれた市政運営を行ってまいりますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

大きい4点目、「**個人情報の保護**」に対する行政の過剰反応についてであります。**個人情報の保護**ということに対する過剰反応ともいえる例が多数見受けられるが、**行政運営上、むしろ支障を来しているのではないか**というお尋ねでありますが、個人情報保護法が平成15年5月30日に制定されておりますが、本市では、昭和63年6月に大館市個人情報保護条例を制定し、平成元年1月25日から施行しております。個人情報保護法の施行に伴い、学校や町内会で名簿の作成をやめるところが出るなど全国でさまざまな議論を呼び起こしており、市にも何件か問い合わせが寄せられております。名簿につきましては、知らない間に予期せぬ人に渡っていたりアパートなどのひとり暮らしの女性の存在が明らかになるなど、単純に過剰反応とは言えない難しい問題でもあり、時代的な背景も含めて個人情報の取り扱いについては慎重にならざるを

得ないと考えております。議員が例示されました民生委員や身体障害者相談員につきましては国や県が委嘱した役職であります、国や県からも積極的に情報が提供されておらないように、個人情報については、特別な場合を除き、基本的人権の尊重や個人の権利利益を最優先にして、個人として知られたくない情報は本人の了解のもとでなければ出せないというのが法の主旨であります。本市におきましても、行政協力員に仕事をお願いしているながら地区の居住者名簿が出せないなどのケースがあります。まず個人情報の保護を優先しながら、個々のケースに応じた柔軟な対応を図って行政運営に支障を来さぬようにしてまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解をお願い申し上げます。

大きい5点目、**市民の声から**ということで、①**人事異動**についてであります、この人事異動に際しましては職員の能力を最大限生かせる部署への配置を基本としております。若い職員につきましては、直接市民の声が聞こえる部署を中心にできるだけ数多くの職場を経験させ、幅広い知識と実績を積ませることも重要であると考えております。そのため、専門的な知識を有するベテラン職員とのバランスのとれた配置により、市民サービスのより一層の向上を図ることを最大の目標として実施しているところであります。なお、職務に精通していることを理由に長期間職員を同じ部署に勤務させることはその職員の多様な能力を発揮する場を限定してしまうことになり、また、組織の活性化の観点からも必ずしも好ましいことではないと考えております。また、異動直後の職員がいる職場については不慣れな面があることは否めませんが、本人の適性を考慮しての配置であり、研修や実践を通して能力の向上を図るとともに課全体でバックアップ体制をとることにより市民の皆様に御不便・御迷惑をおかけすることのないようにしているところでありますので、よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

②として**福祉センターで行っている身体障害者のための機能訓練**であります、現在、総合福祉センターで行っております機能訓練につきましては、長年、国庫補助事業であります「介護予防・地域ささえあい事業」として実施してきたものであります。本年4月に、介護保険法が改正され、65歳以上の高齢者の機能訓練などは介護保険法の対象となるなど介護予防給付が強化されたことに伴い、昨年度で本事業は終了しております。しかしながら利用者からの要望が強く、また利用者のほとんどが65歳以上であることから、介護保険法の地域支援事業への移行を進めたいと考え、本年度、自主リハビリ事業として機能訓練を引き続き実施しているものであります。今後、機能訓練を行う場が提供されない場合には、利用者の機能低下を招く可能性が高いことは議員御指摘のとおりであります。このため、通所型の運動機能向上プログラムの策定など地域支援事業の整備が図られるまでの間、介護予防の観点から自主リハビリ事業を継続したいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

③**市民文化会館の大ホールと中ホールのトイレについて**であります、この市民文化会館は、昭和57年6月の開館以来24年が経過し、施設設備の大規模改修が必要となってきております。このことから、新大館市総合計画第1次実施計画に盛り込み、来年度に建物劣化調査を行い、

改修計画を策定しながら順次改修していく予定であります。しかしながら、現段階においても機械・給排水設備等の故障がたびたび発生していることから、その劣化調査診断委託料を今定期会補正予算案に計上させていただいているところであります。また、建物等の劣化調査につきましても来年度に実施し、文化会館改修の全体計画を策定する予定であります。議員御質問のトイレにつきましては、これらの調査結果を踏まえ、増設やバリアフリー化・洋式化などの抜本的な見直しを図ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

④市内の雪捨て場に監視員を配置して、ごみなどを捨てさせない対応が必要ではないかということですが、昨年度は、大館地域で3カ所、比内地域で4カ所、田代地域で8カ所の合計15カ所を雪捨て場として指定して、市民に開放しました。これらの雪捨て場では、他市で見受けられたような自転車等の粗大ごみの不法投棄は見受けられませんでしたが、空き缶・ナイロン袋などの小さなごみや砂利などが雪の中に混入していたため、雪解け後に雪捨て場の清掃を行っております。現在、市では、雪捨て場周辺の住宅への騒音に配慮し、住宅に近い雪捨て場では夜間の雪捨てを禁止することを検討しております。粗大ごみ等の不法投棄は人目につきにくい夜間などの時間帯に行われることが多いと思われますので、雪捨ての時間規制は不法投棄防止にも有効ではないかと考えております。なお、監視員による目視では雪の中に混入してくるごみを見つけることは難しいため、今後、町内会長への除雪説明会や広報等で住民の皆様に御協力をお願いしてまいりたいと考えております。

以上であります。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。(降壇)

○21番（八木橋雅孝君） 議長、21番。

○議長（伊藤 毅君） 21番。

○21番（八木橋雅孝君） 3点ほど再度お尋ねしたいと思います。その1点は上下水道部と教育委員会の大館事務所の件ですが、私実際に両方に向きまして感じたことなんですが、教育委員会の場合は何か学校教育課の関係の職員が配置されているということで、それ以外の部署にわたることはわからないというようなニュアンスがありました。というのはやはり総務的な、教育委員会全体がわかるような、次長を配置するというのは無理かもわかりませんが、それに次ぐような人で、全体がわかるような人を配置すればある程度たらい回しに遭わないのでその場で対応できるんじゃないかなとこう考えております。それから上下水道部の方ですが、仮に職員が一般の市民に話ししたように、「仕事は水道料金の徴収だ」と、だとすればあの人数はかなり多い、極めて多いと思います。決してそれだけの仕事ではないと思いますが、やはり職員の、人員の配置、これをうまく工夫すれば現状でのたらい回しをしないで、職員の中で、例えば上下水道部であれば比内との連絡を密にすることによって、市民を歩かせないで職員が定期的に歩くという、恐らくそういう連絡の仕方をやっていると思うんですよ。そういう中で解決していくことも1つだろうと思います。その点についてお答え願いたいと思います。

それからもう1つ、個人情報の関係ですが、民生委員には非常勤の地方公務員ということでお守秘義務が当然課せられておりますので、私は生活保護世帯とかあるいは高齢でひとり暮らしの世帯の情報が仮にそれぞれの民生委員のところに情報が提供されても、私は守秘義務があるので決して心配するようなことにはならない、それだけやっぱり人格、識見ともに立派な方たちがなされているのだろうと思いますので、そういう点から私はやっぱり民生委員に一方的に努力させるのではなくに、やはり行政としても手助けしてあげた方がいいのではないかと、それの方がむしろ実態に即した、どこかのほかで例のあるように知らないうちに亡くなっていたとか、そういうことがあってはならないわけですので、そういったことも必要じゃないかなと、こう考えております。

それから第3点目ですが、人事異動の件ですが、同一の場所に長く置くというのは市長の今の答弁では本人の能力を発揮する、あるいは職員の活性化というふうなことでしょうか、余り好ましくないという言い方されました、私は長くいて、問題が起こるとすればやはり金銭を扱っているような部署、これだとやはり長くなると非常にまずいことも起こり得るんだろうと思いますが、それ以外ですとやはりただ単に名目的に3年だったら3年とかというふうな形で配置することによって、たった2、3年我慢すれば別の部署になるのだから勉強しなくとも、少し腰かけでいいやという、そういう職員にならないためにも、やはりその部署に精通した職員をむしろ育てるという意味で継続してその部署に置くのは結構いいことじゃないかなと、むしろ考えるものがありますが、その点についてお答えいただきたいと思います。以上3点でございます。

○市長（小畠 元君） 議長。

○議長（伊藤 毅君） 市長。

○市長（小畠 元君） 再質問にお答えしたいと思います。上下水道部に関して、また教育委員会に関して私も同感でございまして、できるだけその趣旨に沿って今後いろいろな意味で指示をしていきたいと思います。

それから個人情報についてですけれども、もちろん民生委員、いろんな意味で地域で非常に信頼される方ですし、いざというときにはさまざまな活動をやっていただくわけですから、その活動に支障がないようにできる限り、ケース・バイ・ケースと申し上げましたのはそういうことであります、誰も一切どんな名簿も出さないということではないわけです。その職種に応じて当然のことながら我々もケース・バイ・ケースで、動きやすいように、例えばの話、高齢者でお困りになっている方がいらっしゃるんですよここにということをこちらからもお知らせして、逆に行ってもらわなきやいけないケースがまさに民生委員でありますから、福祉員も同様だと思いますけれども、そういうことでケース・バイ・ケースで対応していきたいと思っております。

それから人事異動なんですけれども、実はこういうふうに考えているんです。例えば公務員

として最低限まず全部経験してもらいたいなと思うところの部署が幾つかあるわけです。例えば住民の皆さんからお金をいただくという意味では税務、これが国保税であれ市民税であれ、何の税であれ、税を徴収するなり、いただくという税務。それからまた、非常にお困りになっている方に対して直接ぶつかっていくという意味で福祉の担当、そしてまた当然のことながら市のいろんな意味での主要産業に関しての、例えば建設業もそうですし、農業もそうですし、林業もそうですし、そういった実業に関係した、もちろん商業もそうですし、そういった商業振興、さまざまな分野があるわけとして、私が申し上げているのは若いうちにできるだけそういういろんな部署を経験していただきたいというのが1つあるわけです。もちろんこれは補佐クラス・課長クラスになってきた場合には、そう簡単に右から左にとはいかないわけでして、補佐クラス以上は相当慎重に、悪いけどあなたはこの専門で頑張ってくれといふ場合もあるわけでありますので、そこはそこで考えていかなきやいかんと思ってます。ですからその公務員として育っていく過程のうち、若いうちについてはできる限りいろいろなところを経験していく。そしてその人の適正を見ながら、これは何とか課長をお願いした方がいいとか、市を代表する何とか部長にお願いしたいというふうになってきた場合には5年、6年というのもあり得るかもしらんと、そういうふうにお考えいただければありがたいと思います。以上です。

○議長（伊藤 毅君） 以上で、本日の一般質問を終わります。

次の会議は明9月6日午前10時開議といたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後2時12分 散会
